

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201500307 平成27年7月30日(東京都) 平成27年8月10日	密閉式(BF式)ガス(給湯付)ふろがま(都市ガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を点火したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品が設置されている浴室内で、使用者が虫を退治しようと殺虫剤代わりに可燃性ガス(液化石油ガス)が入ったスプレー(パーツクリーナー缶)を噴霧した後、当該製品を点火しようとしたところ爆発した。 ○スプレーを噴霧した後、浴室の換気はしなかった。 ○当該製品は浴室床面に設置され、浴室床面は浴室扉より低い位置であった。 ○当該製品にはガス漏れ、機器の変形は認められなかった。 ○当該製品の点火、着火などの動作に異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が浴室内でスプレーを噴霧したことで、スプレーに使用されている可燃性ガス(液化石油ガス)が浴室内に充満、滞留し、その状況下で点火操作を行ったため、引火して事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災の原因となるので、機器の周辺では灯油、ガソリン、ベンジンなど引火性危険物を使用しない。爆発の恐れがあるので、機器の周辺や上にスプレー缶、カセットこんろ用ポンペを置いたり使用したりしない。」旨、記載されている。 	・使用期間・不明(製造年月2009年7月から約6年と推定)
2	A201500374 平成27年8月5日(島根県) 平成27年9月7日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生当時、当該製品の電源プラグは室内のコンセントに接続されていたが、本体はベランダに置かれており、電源コードが窓に挟まれた状態であった。 ○当該製品の本体に焼損は認められなかった。 ○電源コードは、窓に挟まれていた部分が屈曲するとともに被覆が損傷し、芯線が露出していたが、素線の断線及び溶融痕は認められなかった。 ○電源コードは、一部が焼損、断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの屈曲部及び断線部は、通常の使用において応力の加わらない位置であった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力の痕跡が認められないことから、電源コードに過度な応力が加わり、被覆が焼損して短絡、スパークを生じて出火に至ったか、外部からの延焼により電源コードが焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品の電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合している。 	・A201500298(エアコン(室外機))と同一事故
3	A201500380 平成27年8月30日(新潟県) 平成27年9月8日	ガス栓(都市ガス用)	(火災) 当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、2口ホースエンドのガス栓で、ヒューズ機構(過流出安全機構)を有することが義務づけられた1985年以前に製造され、同機構は有していなかった。 ○使用者が当該製品を開け、ガスこんろの点火操作をしたところ火災が発生した。 ○当該製品のガスこんろが接続されたガス栓は閉栓となっており、開栓となっていたガス栓にはガス機器が接続されておらず、また、ガス栓キャップは装着していなかった。 ○当該製品の気密性を確認したところ、開栓及び閉栓においてガス漏れの発生はなかった。また、つまみ操作力は左右ともに規格値内であり、異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者がゴム管未接続側のガス栓を開け、ガスこんろの点火操作を行ったため、漏出したガスに引火し、火災に至ったものと推定される。 	
4	A201500474 平成27年4月11日(兵庫県) 平成27年11月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が留守中に当該製品が発火し、周辺にあった段ボール紙等の可燃物に引火し、周囲の可燃物及びガス用ゴム管等を焼損していた。 ○当該製品の左こんろ上に段ボール紙の波模様形状の焼損残渣が認められた。 ○当該製品の操作部やグリルに異常は認められなかった。 ○当該製品内部に発火の痕跡は認められなかった。 ○点火ボタンと器具栓の間の樹脂部品のススの付着状況から、事故当時点火ボタンは「開」状態であったと判断された。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、何らかの要因で当該製品の点火ボタンが押され、こんろの上に置かれていた可燃物に引火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
5	A201500488 平成27年10月24日(大阪府) 平成27年11月10日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷2名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者がおかゆを調理中に周囲の可燃物に引火した。 ○当該製品の周囲に焼損残渣が認められた。 ○当該製品に内部から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201500489 平成27年10月30日(大阪府) 平成27年11月10日	開放式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者が当該製品を使用していたところ、当該製品下部より炎が出ているのに気づき、濡れ雑巾で消火しガス栓を閉じた。</p> <p>○当該製品の中央左下のガス接続部を中心に継手ホース及び周辺を焼損していた。</p> <p>○当該製品のガス接続部のねじ部に変形、キズ等や形状の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品のガス接続部のねじ部はTU(テーパーユニオン)ねじであり、接続にシール材を使用しない構造であったが、ねじ部にシールテープの残存物が認められた。</p> <p>○使用者の知人が、従来使用していた継手ホースを使用して、当該製品に接続した。</p> <p>●当該製品は、使用者の知人が従来使用していた継手ホースをそのまま使用し、当該製品のガス接続部のねじ部にシールテープを使用して接続したことにより、ガス接続部のパッキン部がシールされずにガスが漏れ、漏れたガスが当該製品から引火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「ガス配管工事は必ずガス供給事業者または資格を有する設置業者が行う。」旨、記載されている。</p>	<p>・A201500495(継手ホース(都市ガス用))と同一事故</p> <p>・使用期間:不明(製造時期から約2か月と推定)</p>
7	A201500495 平成27年10月30日(大阪府) 平成27年11月12日	継ぎ手ホース(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した	<p>○使用者が当該製品が接続された湯沸器を使用後消火して外出したが、湯沸器の下部より出火し、当該製品、湯沸器及び湯沸器の背面の壁の一部を焼損した。</p> <p>○当該製品は湯沸器との接続用ソケットから120mmが焼損し、表面に湯沸器から溶融したと思われる樹脂が付着し、接続部とソケットの根元でガス漏れが認められた。</p> <p>○当該製品の熱影響のない箇所は、在庫品に比べ少し劣化はあるが、伸びが200%以上維持されており、異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品のTU(テーパーユニオン)ねじの接続にはシール材は使用しない仕様であるが、湯沸器の接続部にシールテープの焼損残さが認められた。</p> <p>○使用者の知人が従来から使用していた当該製品を使用して、新規に購入した湯沸器に接続したとのこと。</p> <p>●使用者の知人が従来から使用されていた当該製品をそのまま新規の湯沸器にシールテープを使用して接続したため、接続部よりガスが漏れ、漏れたガスが湯沸器より引火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「有資格者や専門業者が工事する。」「TUねじにシール材は絶対使用しない。」「機器交換時にはホースも交換する。」旨、記載されている。</p>	<p>・A201500489(開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用))と同一事故</p>
8	A201500499 平成27年11月2日(大阪府) 平成27年11月13日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者が当該製品で調理中にこんろバーナーのすき間に小さな炎を確認し、こんろを消して放置していたところ、グリル排気口より、炎が上がり当該製品の一部を焼損した。</p> <p>○当該製品のグリル扉、グリル排気口の一部、点火器、右の二つの器具栓を焼損し、本体内部の右側にススが付着していた。</p> <p>○こんろ台の上には日常的に水が溜まっている状態であった。</p> <p>○ガス導管の直線部と左右の曲がり部が腐食し、右側の曲がり部に穴空きが認められ、穴空き部の近くに点食(孔食)が複数認められた。</p> <p>○当該製品のグリル底板が腐食し大半が脱落し、一部が残存していた。</p> <p>○当該製品のケース下の裏面(下側)が全面的にサビが発生し、表面(上側)には右側に腐食が認められた。</p> <p>●事故当時の詳細な状況が不明のため事故の原因を特定できなかったが、当該製品のグリルケース内部に水をこぼしたことで、ケース下にある複数の穴から水がこぼれてグリル底板の上に溜まり、継続して使用したことでグリル底板が腐食、脱落するとともにガス導管が腐食して穴空きを生じ出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
9	A201500505 平成27年10月25日(岩手県) 平成27年11月16日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<p>○当該製品に接続されていたガスホース(ゴム管)は、グリル排気口の熱の影響を受けやすい当該製品より上に設置されていたが、設置者については不明であった。</p> <p>○当該製品のグリルの点火ボタンは押された状態であった。</p> <p>○ガスホースは、グリル排気口付近で溶融、焼損していた。</p> <p>●当該製品に接続されたガスホース(ゴム管)がグリル排気口付近に設置されていたため、グリルを点火後にその場を離れている間に、ガスホースがグリル排気口からの熱で溶融し、漏れたガスにグリルの火が引火し、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「使用時は周囲が高温になりゴム管が溶けてガス漏れの原因となるため、ゴム管は、機器の上や下を通さない、高温部に触れない。」旨、記載されている。</p>	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201500512 平成27年11月12日(埼玉県) 平成27年11月19日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品の給油タンクに給油後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が給油のため、使用中の当該製品からカートリッジタンクを抜き、庭でポリタンクから給油して口金を下に向けて運び、当該製品にセットしてタンク室のふたを閉めたところ、当該製品の後に火が見え、事故発生は再点火操作を行う前であったとのこと。 ○当該製品は全体的に焼損しているが、特に正面のしん調節つまみ周り、背面の電池ケース上方の焼損が著しかった。 ○当該製品は、給油時自動消火装置が搭載されており、しん調節つまみ及びしんは、消火の位置となっていた。 ○給油したカートリッジタンク及び油受皿に、灯油は残っていないかった。 ○カートリッジタンクの油量計のアクリル樹脂が熱により一部溶融していたが、周辺に灯油が溢れた痕跡は認められなかった。また、カートリッジタンクの口金部分は、リコール対象のものではなかった。 ○燃焼筒は外筒全体にススが付着しており、内筒内側及び中筒外側にもススの付着が認められた。 ○置台表面は概ね全面にススの付着が認められ、油受皿下部にあたる位置にはペースト状の物質が1~2mmの厚さで堆積しており、採取してライターで火を付けると良く燃える可燃物であることが確認されたが、置台表面に堆積した経緯は不明であった。 ○当該製品が置かれていたカーペット上にも置台の形でペースト状の物質があったが、置台表面に堆積していたペースト状の物質と同一成分であるか否かは不明であった。 ●当該製品が発火源と推定されるが、出火に至るメカニズムが特定できなかったため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
11	A201500531 平成27年11月18日(新潟県) 平成27年11月27日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 施設で当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は普段から当該製品正面のガードを取り外して使用し、点火にはマッチを使用していた。 ○使用者は当該製品の消火ボタンを押して消火した。その約1時間30分後、当該製品の燃焼筒の外側に炎を確認した際に、再度消火ボタンを押したが消火できず、カートリッジタンクを抜き差したところ、炎が上がった。 ○しん調節レバー及び燃焼筒内のしんは消火位置であった。 ○燃焼筒の外側(ガラス表面)に多量のススが付着していたが、内側にはススの付着は認められず、燃焼筒内で異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ○油受皿に油漏れの痕跡は認められず、カートリッジタンクにねじの緩み、異物の挟み込みなどの異常は認められなかった。 ○当該製品内部にガソリンの成分は検出されなかった。 ○当該製品は、約5年前に譲り受けた中古品であり、過去の使用状況については確認できなかった ●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
12	A201500546 平成27年11月14日(山形県) 平成27年12月4日	カセットこんろ	(火災) 当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を点火しようとしたところ、床面の可燃物が焼損し、周辺に延焼した。 ○当該製品に焼損は認められなかった。 ○当該製品の動作確認を行ったところ、ガス供給部にガス漏れなどの異常は認められなかった。 ○燃焼発生当時、当該製品には純正のカセットボンベが使用されていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、正常に動作することから、点火操作時に滞留していたガスに引火し、周辺の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
13	A201500572 平成27年11月30日(愛知県) 平成27年12月11日	開放式ガス温風暖房機(都市ガス用)	(火災、重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の前方で当該製品に背を向けて座っていたところ、後ろで「ボン」と音がして着衣の背中に火が付いた。 ○火災現場から、破裂したスプレー缶が数本見つかった。 ○当該製品は、全体に焼損していたが、電源コードの焼けは少なかった。 ○燃焼室に過熱痕等の異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。また、バーナーに変形や詰まり等の異常は認められなかった。 ○ガス通路にガス漏れは認められなかった。 ○電気部品に出火に至った痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼やガス漏れ等の出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
14	A201500576 平成27年11月19日(大阪府) 平成27年12月14日	ガス栓(LPガス用)	(火災) 当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者がガスこんろの左側こんろの強火力バーナーに直径28cmのフライパンで調理中に当該製品付近で炎が上がリ、当該製品、迅速継手、ガスホース及び壁の一部が焼損した。 ○当該製品の右側のつまみが焼損、溶融していたが、漏れはなく、つまみの開閉操作に異常は認められなかった。 ○当該製品と接続された迅速継手がシールする部分の当該製品側に傷等の異常は認められなかった。 ○当該製品とフライパンの縁との距離は約110mmと近い距離であり、迅速継手とガスホースは更に近い距離であった。 ○当該製品とガスこんろは今まで異常なく使用されていた。 ●当該製品は右側のつまみが焼損、溶融していたものの漏れやシール部分に異常はなく、使用者がガスこんろの強火力バーナーで大きなフライパンを用いて、調理中にフライパンが当該製品側に近づいたことで、ガスこんろの高温の熱気によりガスホースや迅速継手が共に焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201500589 平成27年12月1日(新潟県) 平成27年12月16日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中、使用者が当該製品の背後から炎が上がっているのを確認した。 ○当該製品は背面の焼損が著しく、背面部の樹脂製フィルターが焼失していた。 ○電源コードは、本体外部の被覆が焼損しており、本体から約60mmの位置で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品内部の電気部品に打火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められず、油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の本体から打火した痕跡は認められず、電源コードに溶融痕が認められたことから、使用に伴い電源コードに繰り返しの屈曲が加わり、半断線となってスパークが発生し、周辺の可燃物に着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品の電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合している。 	
16	A201500591 平成27年12月10日(京都府) 平成27年12月18日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	(CO中毒、軽症2名) 当該製品を使用中、浴室で気分が悪くなり、2名が一酸化炭素中毒で軽症を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を運転中、使用者と男児が入浴していたところ、めまい等の症状を訴え、救急車で病院に搬送された。 ○当該製品は屋内のガレージに設置され、ガレージは物置として使用され、シャッターが閉じたままの状態であった。 ○回収後の当該製品を燃焼したところ、異常燃焼を生じ、排気ガス中の一酸化炭素濃度は2,000ppmを超えた。 ○熱交換器の集熱フィンにスス付着と詰り、給気口と給気ファンの羽根部にススとホコリの付着が認められた。 ○ガレージの広さは見取り図と消防への聞き取りに差があり不明である。 ●当該製品は屋内のガレージ内に設置して使用されたため、酸欠及び給気ファンへのホコリ付着等の要因で異常燃焼を生じ、ススで集熱フィン部を閉塞して一酸化炭素が発生し、ガレージ内が高濃度の一酸化炭素濃度となり、窓から浴室内に排気ガスが流入し事故に至ったものと推定される。 	
17	A201500603 平成27年12月14日(東京都) 平成27年12月25日	迅速継ぎ手(都市ガス用)	(火災) 事務所で当該製品を接続してガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所に設置されていたガスこんろに、使用者(職員)が鍋を載せて点火したところ、ガスこんろの背面側から火が上がリ、背面側にあったガス栓と当該製品の接続部が焼損した。 ○当該製品はガス用ゴム管に取り付けられており、当該ゴム管はU字状に曲げられ、ガスこんろと壁に挟まれた状態でガス栓と接続されていた。 ○当該製品のガス栓との接続部には、軸方向に動「摺動環」と呼ばれる部品が付いており、ガス栓に接続すると、「カチッ」と音がして伸びる構造となっていたが、当該製品の摺動環は縮んだ状態で焼損していた。 ○当該製品の焼損部を除去して、ガス栓に挿し込んだところ、摺動環は正常に動作し、接続後もガス漏れは認められなかった。 ○当該製品の摺動環の内部にはバネが入っており、摺動環が縮んだままではバネの反力でガス栓から自然に外れる構造となっていた。 ○事故発生時と同様に、同等品を取り付けたガス用ゴム管をU字状に曲げて壁とガスこんろに挟んだところ、ゴム管は壁との摩擦で動かない状態となり、その状態では、摺動環が縮んだままでもガス栓から外れることはなく、接続されたような状態が維持された。 ●当該製品がガス栓と適切に接続されていなかったために、事故発生時に当該製品とガス栓の接続部からガスが漏れ、ガスこんろの火に引火して事故に至ったものと推定される。 なお、当該製品の取扱説明書には「当該製品とプラグの接続は“カチッ”と音がするまで差し込む。」旨が記載されていたほか、ガスこんろの取扱説明書にも、「ゴム管は折れたり、ねじれたりさせず短く使用する。」旨、記載されている。 	
18	A201500618 平成27年12月20日(千葉県) 平成27年12月28日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷3名) 当該製品を使用中、建物2棟を全焼する火災が発生し、3名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故直前、使用者は当該製品の右こんろに油の入ったフライパンを置いて点火した後、家族に呼ばれたため当該製品の前を離れて3~5分ほど話をしていたところ、フライパンから火が上がっていることに気づいた。 ○当該製品は2口こんろで、左こんろにのみ調理油過熱防止装置が付いており、事故発生時に使用されていた右こんろには付いていなかった。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂部品類が焼失しており、内部のガス経路の気密性を確認することはできなかった。 ○右こんろの点火ボタンに連結されている金属部品(スピンドル)の表面を調べたところ、点火時の位置に樹脂部品の焼損痕が認められた。 ●使用者が当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで油調理中にその場を離れたために、油が過熱されて打火し、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火を付けたままの移動、外出、就寝禁止」の旨、警告表示されている。 	
19	A201500624 平成27年12月16日(福井県) 平成27年12月28日	継ぎ手ホース(LPガス用)	(火災) 飲食店で当該製品をガス栓に接続してガス機器を使用したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のガス栓側ソケットに焼損が認められた。 ○当該製品の気密性に異常は認められなかった。 ○当該製品のガス栓側ソケット摺動環の、ガス栓に接続した際、露出する部分に、焼損は認められなかった。 ○同等品を用いて、ガス栓との接続が不完全な場合の気密性を確認した結果、ソケット脱落や内圧低下は認められなかった。 ●当該製品のガス栓側ソケットとガス栓の接続が不完全であったため、ガス栓との接続部に生じた隙間からガスが漏れて引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201500625(ガス栓(LPガス用))と同一事故

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201500625 平成27年12月16日(福井県) 平成27年12月28日	ガス栓(LPガス用)	(火災) 飲食店で当該製品に継ぎ手ホースを接続してガス機器を使用したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のつまみが溶融、変形していたものの、当該製品の気密性に異常は認められなかった。 ○当該製品のコンセント口に打痕や変形は認められなかった。 ○当該製品のヒューズ機構(過流出安全機構)に異常は認められなかった。 ●当該製品にガス漏れに至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201500624(継ぎ手ホース(LPガス用))と同一事故
21	A201500633 平成27年12月22日(愛知県) 平成28年1月4日	密閉式(BF式)ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	(火災) 当該製品の点火操作を繰り返したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外観は、ケーシングが膨らむ様に変形しており、前面に大きな隙間が認められた。 ○本体内部に焼損した痕跡はなく、冠水跡も認められなかった。 ○ガス通路にガス漏れは認められなかった。 ○種火の点火状態に異常はなく、バーナーの燃焼状態にも異常は認められなかった。 ○熱交換器に水漏れや閉塞は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、何らかの外的要因で点火し難い状況となり、点火操作の繰り返しで内部に未燃ガスが滞留し、再点火時の火花が引火して異常着火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:不明(製造時期から約10年使用と推定(被害者の使用期間は4か月))
22	A201500634 平成27年12月20日(茨城県) 平成28年1月4日	石油給湯機(薪兼用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、正面のたき口の蓋が外れ、缶体の外郭が熱変色していた。また、煙突接続部及び缶体の一部が腐食により破損していた。 ○バーナー内部の燃焼制御装置と外郭ケースの間に木材が挟まれており、安全装置の解除スイッチが押し込まれた状態であった。 ○炎検出器は樹脂ケースの先端が溶融し、着火検知ができない状態であった。 ○燃焼筒、ノズル、イグナイターにススが堆積し、イグナイターは放電不良、ノズルは噴霧不良の状態であり、着火した場合も燃焼不良の状態であった。 ○煙突(施工者不明)は縦方向の合計が1m(推奨は4m)、横方向が下り勾配で設置され、通気性能を満足する設置条件を満足していなかった。 ●当該製品の安全装置を常時解除した状態で使用を継続していたため、点火不良、燃焼不良により生じた未燃灯油が機器内部にたまり、たまっていた未燃灯油に着火し、焼損したものと推定される。 	・使用期間:約32年
23	A201500635 平成27年12月27日(東京都) 平成28年1月5日	リモコン(ガス給湯付ふろがま用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、操作部の一部が焼損しており、背面は配線引き込み穴周辺に溶融と変色が認められた。 ○基板は部品面、裏面ともに焼損しており、常時電源(15V)が通電される基板の銅箔間に著しい焼損が認められた。 ○外郭内部の全体が虫の死骸、糞尿で汚れており、特に下側に汚れが集中していた。 ○当該製品が取り付けられていた背後の壁面には、配線引き込み用の穴が空いていた。 ●当該製品内部に虫が侵入し、虫の死骸、糞尿が堆積したため、基板の絶縁性能が低下し、トラッキング現象を生じて出火に至ったものと推定される。 	
24	A201500651 平成27年12月28日(兵庫県) 平成28年1月12日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を使用中に、しん調節つまみの下に炎が見えたため消火操作を行ったが炎は消えず、灯油が溢れてきたため、家人が消火器で消火したが当該製品を焼損した。 ○外観は点火ボタンと消火ボタンの樹脂が一部溶融変形していたが、それ以外に異常は認められなかった。 ○しんは消火の位置で止まっており、先端にはタールはなく異常は認められなかった。 ○反射板、天板の裏及び燃焼筒内部にススの付着はなく異常は認められなかった。 ○油受皿の底面としん案内筒内部にススの付着が認められた。 ○給油タンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。 ○本体内の置台上に綿ホコリの堆積が認められた。 ●当該製品は異常燃焼の痕跡はなく、しんに異常はなく、製品に異常は認められなかったが、置台の上に綿ホコリの堆積が認められたことから、一次空気の入り口が綿ホコリで閉塞され、燃焼筒内部で気化した灯油が綿ホコリに染み込み、一次空気の供給が閉塞されて燃焼筒の炎が不安定となり、燃焼筒内部からしん案内筒下部に炎が入って綿ホコリに着火し拡大したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201500654 平成28年1月5日(東京都) 平成28年1月13日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のグリルで調理していたところ、目を離れた際にグリル庫内から出火した。 ○グリル内の焼き網上及びグリル受皿に炭化物が付着していた。 ●当該製品のグリルで調理中に目を離れたため、食材及びグリル受皿に堆積した油脂が過熱し出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火を着けたまま離れない。」「グリル使用後及び連続使用するときは、グリル受皿にたまった脂を取り除く。」旨、記載されている。	
26	A201500670 平成28年1月7日(神奈川県) 平成28年1月18日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	(火災) 当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○ガス事業者がガス供給圧力不足を改修する工事を行った後、当該製品の点火確認を行った際、当該製品から出火した。 ○機器の外郭筐体及び前面パネルは、内から外へ向けて変形していた。 ○事故発生後、当該製品にガスを供給している強化ガスホースが、当該製品から外れていることが確認された。 ○当該製品の強化ガスホースと接続する部分のねじ山に破損やキズ等の異常は認められなかった。 ○当該製品に強化ガスホースを取り付けたところ、当該製品ねじ山と強化ガスホースの袋ナットは正常にかみ合うことが確認された。 ○当該製品にガス漏れは認められず、燃焼状態にも異常は認められなかった。 ○強化ガスホースは当該製品の付属品ではなく、ガス事業者が選定して取付けを行ったものであるが、施工時の状況等は確認できなかった。 ○事故発生前の改修工事後に、ガス事業者はガス栓から強化ガスホース側のガス漏れの有無を確認していなかった。 ●当該製品と強化ガスホースの接続部が外れた経緯が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には異常が認められないこと、強化ガスホースが当該製品から外れていることから、接続部から漏れたガスが機器内に滞留し、点火時のスパークが引火して火災に至ったものと考えられる。また、ガス事業者が改修工事後の動作確認前に当該製品のガス漏れの有無を確認していなかったことも、事故発生に影響したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A201500674 平成28年1月1日(三重県) 平成28年1月19日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。	○使用者は、当該製品に中華鍋を載せて強火で調理中、その場を離れていた。 ○当該製品の近くには紙類等の可燃物が置かれていた。 ○当該製品の外観は全体に焼損しており、樹脂製の操作つまみ等は焼失していた。 ○当該製品の内部にガス漏れ等の異常は認められなかった。 ●当該製品に中華鍋を載せ、強火で調理中にその場を離れたため、近くにあった可燃物が加熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火を着けたまま機器から絶対に離れない。」「機器の上や周囲には可燃物や引火物を置かない、近づけない。」旨、記載されている。	
28	A201500677 平成28年1月7日(奈良県) 平成28年1月19日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	(CO中毒、死亡1名) コンテナ(トラック用)内に当該製品を設置して使用していたところ、一酸化炭素中毒で1名が死亡した。	○当該製品はトラック用の換気設備のないコンテナ内に設置され、扉を閉め切った密室状態で使用し、事故直後はお湯の出口から水が流れ放しの状態で、使用者が当該製品の下に倒れ一酸化炭素中毒で死亡した。 ○当該製品を燃焼させたところ、高濃度の一酸化炭素の発生が認められた。 ○熱交換器の集熱フィン及び2次熱電対の開口部にススが付着して閉塞して、不完全燃焼防止装置が不動作の状態であった。 ○左手前の1個のスロット内部に蜘蛛の巣のような異物の付着が認められた。 ○当該製品に安全装置のインターロック機構はなく、スイッチを押せば運転する機種であった。 ○使用者が当該製品は近頃お湯が出なくなり使いづらくなったと話していた。 ●当該製品の所有者が換気設備のないコンテナ内に設置して、扉を閉め切った密室状態で使用させ、バーナーのスロットの1個に蜘蛛の巣のような異物が付着して異常燃焼しスを発生するようになった。初めのうちは、不完全燃焼防止装置がしばしば作動したが、継続して使用したことで2次熱電対の開口部と集熱フィンがススの付着で閉塞して、不完全燃焼防止装置が作動しなくなり、かつ異常燃焼することで多量の一酸化炭素を排出し続けるに至ったと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用中は必ず換気する。」「再点火しても点火しない場合、しばしば消火するときは、販売店か業者に連絡する。」旨、記載されている。	・使用期間：不明(製造時期から19~25年と推定、移設後1年)
29	A201500697 平成27年12月14日(福井県) 平成28年1月25日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、一室を全焼する火災が発生した。	○当該製品は、全体的に焼損していたものの、ごとく、汁受け皿等の部品を含め、形状は原形を保持しており、破裂や爆発の痕跡は認められなかった。また、内部の焼損は比較的軽微で、器具栓カバーの下面等、焼損していない部分があった。 ○当該製品のバーナー部、立ち消え安全装置センサー部、その他の各部品に破損等の異常は認められなかった。 ○接続されていたガスホースの内部に焼損は認められなかった。 ●当該製品は、各部品に破損等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A201500708 平成28年1月10日(長崎県) 平成28年1月27日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用中の当該製品が置かれていた周辺を含め、床には多量の雑誌が積まれていた。 ○当該製品は全体的に焼損していたが、バーナー部に著しいススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○制御基板等に出火の痕跡はなく、内部配線等に溶融痕等は認められなかった。 ○油受皿に穴空きはなく、油漏れは認められなかった。 ●当該製品の事故当時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
31	A201500731 平成28年1月27日(愛知県) 平成28年2月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災、死亡1名) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は一口タイプで、ガス漏れによる出火の痕跡は認められなかった。 ○器具栓は「開」(火力弱)の位置であった。 ○パイロットノズルは、腐食や汚れの付着が認められ、種火が点火し難い状態になっていた。また、汁受け皿は腐食によりバーナー付近が欠けていた。 ○当該製品の内部や周辺には、マッチの燃えかすがあった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れによる出火の痕跡は認められないことから、点火に使用したマッチの火が近くの可燃物に引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
32	A201500741 平成28年1月10日(大阪府) 平成28年2月8日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者がカートリッジタンクに給油後当該製品にセットし、点火棒で点火後しばらくして、当該製品の下部より炎が上がり、当該製品及び周辺を焼損した。 ○当該製品は全体が焼損し、しん調節つまみは焼失していた。 ○カートリッジタンクの給油口先端部が変形していた。 ○カートリッジタンクを本体にセットする時点で、灯油の漏れが認められたが、使用者は大丈夫と判断して使用した。 ○カートリッジタンクの上下の表面にススの付着が認められた。 ○当該製品には給油時自動消火装置が搭載されており、給油タンクに給油時点では消火されていた。 ●当該製品のカートリッジタンクに漏れが認められ、使用者が漏れのあることを知りながら使用したため、点火直後の点火棒を置台に置いたこと等により出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には「油漏れ危険、給油口を下にして、油漏れがないか確認する。」旨、警告表示が記載されている。 	
33	A201500742 平成28年1月30日(兵庫県) 平成28年2月8日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を消火後、給油タンクを引き抜いたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を点火してから約15分後、給油のために消火して、すぐに給油タンクを引き抜いたところ、灯油がこぼれて出火した。 ○当該製品の本体は焼損しており、火力調節つまみ等の樹脂部品は焼失していた。 ○本体の給油タンク接続部には、給油タンクのねじ式口金が残っていた。 ○給油タンクは本体から離れた位置にあり、焼損は認められなかった。 ●当該製品は、給油タンクのねじ式口金が適切に締め付けられていなかったため、当該製品を消火して給油タンクを引き抜いた際に口金が外れ、こぼれた灯油が本体の高温部に掛かって発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「口金は確実に締める。」「口金を斜めに締めたりすると、簡単に口金を外れて、火災の原因になる。」旨、記載されている。 	
34	A201500744 平成28年2月2日(北海道) 平成28年2月9日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○しん調節つまみ及びしん位置は消火位置であった。 ○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクと口金の閉まり具合に緩みはなかった。 ○当該製品には正常な灯油が使用されていた。 ●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
35	A201500754 平成28年1月30日(宮城県) 平成28年2月12日	石油温風暖房機(開放式)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○燃焼室及びバーナーに異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○内部配線及び基板から出火した痕跡は認められなかった。 ○送油経路及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクのふたは正常に締められていた。 ○油受皿の油からは、灯油以外の成分は検出されなかった。 ○電源コードの中間部が複数箇所で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力のかかる位置ではなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A201500759 平成28年2月4日(東京都) 平成28年2月15日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、使用者は当該製品で揚げものを調理中であった。 ○当該製品は、無水片面焼きグリル付き3口ビルトインこんろで、左前の標準バーナーに調理油過熱防止装置が付いているが、右前の高火力バーナーに調理油過熱防止装置は付いていなかった。 ○当該製品の右前の高火力バーナーの隣には電気ポットが置かれており、バーナーに近い面が溶融していた。 ○事故発生時の詳細は特定できなかった。 ○事故後、当該製品にガス漏れはなく、安全装置にも異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が調理油過熱防止装置の付いていない右前バーナーで揚げものの調理をしたために、油に引火して周囲の可燃物に延焼し、火災に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には「揚げものの調理をする場合は、必ず天ぶら油過熱防止センサーの付いているバーナーを使用する。使用しないと火災の原因になる。」「燃えやすいものを機器の近くに置かない。」旨、記載されている。</p>	
37	A201500771 平成28年2月11日(愛知県) 平成28年2月17日	半密閉式(FE式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	(CO中毒、軽症1名) 当該製品を使用中、浴室で1名が一酸化炭素中毒で軽症を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に接続されていた排気筒は、天井裏で破損していた。 ○当該製品は、給気口部分にホコリが蓄積していたが、ガス漏れ等の異常はなく、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度は、ガス事業法の技術基準を満足していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、当該製品の排気筒が天井裏で破損していたため、漏れた燃焼ガスが浴室内に流入し、浴室内の一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、排気筒が破損した原因や排気筒の設置状況の詳細は確認できなかった。</p>	・使用期間:不明(製造時期から約25年と推定)
38	A201500792 平成28年2月12日(静岡県) 平成28年2月23日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は著しく焼損しており、天板等が火災時の落下物により変形していた。 ○本体内部に異常なススの付着は認められなかった。 ○燃焼筒は、外筒のガラスが破損していたが、内部に異常なススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクは、本体にセットされた状態で焼損しており、口金は外れておらず、変形も認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
39	A201500800 平成28年2月12日(熊本県) 平成28年2月26日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、著しく焼損して樹脂部品や樹脂塗装等は焼失し、天板表面のホーローや燃焼筒のガラス外筒も溶融していた。 ○天板の裏面や燃焼筒、芯調節器にススの付着はみられず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクに著しい膨らみが生じていたが、ガソリンの誤給油の可能性はなかった。 ○使用者が、天板付近から炎が上がっていた当該製品に乾いたタオルケットを掛けため燃え広がった。 ●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、燃焼筒等に異常燃焼の痕跡がなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
40	A201500823 平成28年2月16日(福島県) 平成28年3月4日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は前面から側面にかけて焼損が著しく、背面に焼損は認められなかった。 ○ルーバーは、機器外側に塗装の剥がれが認められたが、内側に異常は認められなかった。 ○基板は一部焼損しているものの、原形をとどめており、出火した痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒内部にススの付着は認められず、送油経路に焼損は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
41	A201500828 平成28年2月10日(岐阜県) 平成28年3月7日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷2名) 当該製品を使用中、建物5棟を全焼し、3棟を部分焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○給油したカートリッジタンクを本体に戻し、点火器具で点火して数分後に当該製品の周囲から火が出ていた。 ○当該製品は、カートリッジタンクがセットされた状態で、全体に著しく焼損しており、火災時の落下物の影響で大きく変形していた。 ○燃焼筒は、内部に異常なススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。 ○油受皿は上面より裏面の焼損が強く、置台上面も著しく焼損していた。 ○カートリッジタンクは著しく焼損しており、口金に緩みが認められた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡は認められないことから、カートリッジタンクの口金が緩んでいたため、カートリッジタンクを本体へ戻す際に灯油がこぼれ、何らかの火源でこぼれた灯油が発火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201500831 平成28年2月18日(茨城県) 平成28年3月8日	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、全体的に焼損していた。 ○使用状況及び当該製品を確認することができなかった。 ○口金がねじ式のカートリッジタンクは、口金が外れた状態で当該製品の外の側方に倒れており、口金はカートリッジタンク収納部の中で発見された。 ○芯調整レバーは消火の位置で固着しており、芯は燃焼位置より下がった消火の位置で焼き付いていた。 ○当該製品は、給油時自動消火装置が搭載されており、消防の調査により正常に作動することが確認された。 ○燃焼筒及び油受皿には、異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクとねじ式の口金は一部焼損していたが、正常に開閉を行うことができた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、使用者がカートリッジタンクの口金を完全に閉めない状態で取り扱ったために口金が外れて灯油がこぼれ、それに何らかの火源により着火したため、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
43	A201500846 平成28年3月1日(大阪府) 平成28年3月14日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品の左こんろで鍋にじゃがいもと水を入れて点火し、約10分間その場を離れ戻って確認すると、当該製品の左下方に炎が見え、炎が拡大して当該製品及び周辺を焼損した。 ○当該製品の下には新聞紙が敷かれ、当該製品の背面側の壁には透明のポリフィルムが汚れ防止として貼られていた。 ○当該製品の天板の中央から左にかけて黒色の燃焼残さがあり、分析の結果ポリプロピレンであった。 ○事故現場の当該製品の上の鍋には、外側周囲の一部にススの付着が認められた。 ○当該製品の左側の樹脂部が焼損していた。 ○当該製品の下の新聞紙と左側の一部が焼損していた。 ○当該製品の左側の樹脂部品等の燃焼熱により器具栓とガス導管の接続部のオーリングが熱劣化し、当該製品の左こんろの器具栓とガス導管の接続部と器具栓に漏れが認められた。 ●当該製品の天板の上で可燃物(ポリプロピレンの成形品)が燃焼し、左こんろの点火ボタン等の樹脂部品や当該製品下部の新聞紙等に延焼して機器内部の電池ケースや周辺の樹脂部品を焼損したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
44	A201500847 平成28年2月23日(大阪府) 平成28年3月14日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用した直後、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、グリルで魚を焼いた直後にグリル排気口から火が出た。 ○当該製品の外観は、グリル排気口付近以外に焼損は認められなかった。 ○本体内部にガス漏れや出火の痕跡は認められなかった。 ○グリル水入れ皿に油脂の堆積は認められなかった。 ○グリル庫内は、炭化物や油脂の付着が認められた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、グリル調理をした際にグリル庫内に付着していた油脂が過熱されるなどして発火し、出火に至ったものと推定される。 	
45	A201500848 平成28年2月26日(石川県) 平成28年3月14日	ガス栓(都市ガス用)	(火災) 当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、二口ヒューズガス栓で、開閉つまみのトルク、ヒューズ機構(過流出安全機構)及び気密性に異常は認められなかった。 ○事故発生時、ガスこんろに接続していない側のガス栓は、ホースエンドにキャップをはめ込まれた状態で開栓されていた。 ○当該製品のホースエンドにキャップを取り付けてガス栓を開いたところ、微量のガス漏えいが認められた。 ●当該製品は、気密性等に異常は認められず、ホースエンドにキャップをはめ込んでいた側のガス栓を誤って開いていたため、微量の漏れていたガスに、ガスこんろの火が引火したものと推定される。 	
46	A201500876 平成28年3月10日(長野県) 平成28年3月25日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者(小学生)が当該製品の運転スイッチを入れ、着火を確認せず部屋を出て、10分程して戻ってきたところ当該製品の前で炎が上がっていた。ただし、当該製品が燃えていたかは覚えていないとのこと。 ○全体に焼損が著しく、メイン基板、操作基板、他の樹脂部品は焼失していた。 ○基板付近の配線類の焼損も著しいが、断線や短絡痕は認められなかった。 ○燃焼室にススの付着は認められなかった。 ○天板、左右側面外郭、置台や前パネルが大きく変形していた。 ○カートリッジタンクの油量計窓は溶融して穴が空いており、ワンタッチ式口金の樹脂も焼失しており、金具はタンクに固着していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
47	A201500878 平成28年3月22日(群馬県) 平成28年3月28日	屋外式(RF式)ガス給湯器(LPガス用)	(CO中毒、軽症3名) 当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で3名が軽症を負った。	<p>○当該製品は玄関扉横のパイプシャフトに設置され、当該製品の下には給水配管及びガスメーターがあり、給水配管の凍結防止のため断熱材(板状のグラスウール)が置かれていた。</p> <p>○使用者はガスメーターの安全装置が作動しガスの供給が停止した際には、パイプシャフトの扉を開け、断熱材を上方にずらし、ガスメーターを復帰させて使用していた。</p> <p>○事故発生前日、連続使用によりガスメーターの安全装置が作動したため、使用者がガスメーターを復帰させたが、その際、断熱材の位置を戻し忘れた。</p> <p>○当該製品内部に異常は認められず、バーナー部、熱交換器、排気口等にススの付着は認められなかった。</p> <p>○当該製品は正常に燃焼し、ガス漏れ、水漏れ等の異常は認められなかった。</p> <p>○給気口が閉塞された状態で一酸化炭素濃度を測定したところ、正常時の38ppmに対し、4600ppmであった。</p> <p>○事故発生現場においてスモークテストを実施したところ、煙がダクトの隙間から天井を経由して浴室に侵入することを確認した。</p> <p>●当該製品の給気口を閉塞した状態で使用したため、給気不足による異常燃焼となり、発生した一酸化炭素が室内に侵入し、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。</p> <p>なお、本体には「給排気口は絶対にふさがない。」旨、記載されている。</p>	
48	A201500883 平成28年3月21日(群馬県) 平成28年3月31日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生当日は強風が吹いており、使用者は当該製品の排気口前方に洗濯物を干していた。</p> <p>○当該製品の外郭の焼損は著しいが、内部の電源基板、配線等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○バーナー部、点火プラグ及びフレームロッドにススの付着などの異常は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「不完全燃焼のおそれがあるため、給排気口の前方に物を置いたり洗濯物で覆わない。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、排気口に洗濯物が覆い被さり過熱したため、出火したものと推定される。</p>	
49	A201500884 平成28年3月20日(神奈川県) 平成28年3月31日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は当該製品のグリルで魚を焼いた後、魚を取り出し、隣の部屋で食事中に当該製品から出火した。</p> <p>○使用者はグリルの消火を確認していなかった。</p> <p>○当該製品は1996年6月から2001年9月に製造されたもので、安全装置は立ち消え安全装置のみで、調理油過熱防止装置や消し忘れ消火装置は装備されていなかった。</p> <p>●使用者が当該製品のグリルを使用後に、グリルの消火を確認しなかったため、消し忘れていたグリル庫内が過熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には「使用後は消火を確かめる。特にグリルは消し忘れやすいので機器から離れるときは必ず消火を確かめる。」旨、記載されている。</p>	
50	A201600011 平成28年2月3日(埼玉県) 平成28年4月6日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名) 建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<p>○使用者がワンタッチ式カートリッジタンクに給油後、当該製品本体に収納するときに灯油がこぼれ、出火したとのこと。</p> <p>○給油作業を行うのは、普段は家人であるが、事故当時は使用者が行った。</p> <p>○家人や使用者は普段から消火せずに給油を行っており、給油時自動消火装置が搭載されていないことを認識していた。</p> <p>○ワンタッチ式カートリッジタンクの口金部分はリコール対象のものではなかった。</p> <p>○当該製品は、原形をとどめないほど著しく焼損しているが、消防が調査時にカートリッジタンクの開閉を確認したところ、異常は認められなかった。</p> <p>○事故以前は当該製品に異常は認められなかった。</p> <p>●使用者が、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品を消火せずにカートリッジタンクに給油し、収納するときに何らかの原因でタンクのふたが開き、灯油がこぼれ、出火に至ったものと考えられるが、タンクのふたの開閉に異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
51	A201600044 平成28年4月3日(岐阜県) 平成28年4月27日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は事故の前日に譲り受けたもので、点火して5分くらい様子を見ていたが、普通に使用できる状態であったため、その場を離れた。その約1時間後に当該製品から1m位の炎が上がっていた。</p> <p>○当該製品は、全体に焼損しており、点火つまみ等の樹脂部品が焼失していた。</p> <p>○カートリッジタンクは本体にセットされた状態で焼損していた。</p> <p>○燃焼筒は、内部に異常なススの付着は無く、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。</p> <p>○油受皿に灯油漏れは認められなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A201600050 平成28年4月15日(大阪府) 平成28年5月2日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を廃棄するため、カートリッジタンクに半分程度の残油を燃やしきろうと屋外(家屋と外塀の間の通路のような場所)で燃焼していたところ、近所の人が当該製品の出火に気づき、消防に通報後消火を行った。当該製品は全体が焼損し、樹脂部品が全て焼失した。 ○使用者は事故の2~3日前から当該製品を置いていた室内で灯油の臭気を感じていた。 ○使用者は、事故当日、当該製品の置台に滲む程度の油漏れをティッシュで拭き取った後、点火した。 ○燃焼筒の内外面と油受皿底面にススの付着が認められた。 ○しん調節を行う軸先端のDカット部はしんが最大燃焼の位置を示していた。 ○カートリッジタンクの油量計は焼失していたが、ねじ式口金は締まっていた。 ○油受皿や置台の上の至る所に綿ボコリの堆積が認められた。 ●当該製品は、約7年の使用により本体内部に綿ボコリが堆積するとともに、油受皿に腐食によるピンホールを生じ、屋外で燃焼していたことから、風によって燃焼筒の炎が油受皿か置台側に降下して灯油がしみ込んだホコリに引火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「風の当たる場所、屋外で使用しない。」「油漏れのある場合は、使用を中止し、修理を依頼する。」旨、記載されている。</p>	
53	A201600062 平成28年5月5日(岐阜県) 平成28年5月12日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を最後に使用したのは火災の4時間以上前で、出火時は留守であった。 ○当該製品の左バーナー上には樹脂製ボウルを置いていた。 ○当該製品は左側のみ焼損しており、前面左側の左バーナー点火ボタンや電池ボックス等の樹脂部品や、背面左側に接続されていたガスコードが焼失していた。 ○左バーナー器具栓及びガスコード接続部は焼損が著しく、気密性は確認できなかったが、ガス漏れが生じて近くにも火源がなく、出火に至らないことから、ガス漏れはなかったと判断された。 ○基板は焼損しているが、溶融痕や著しい焼損箇所等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
54	A201600078 平成28年4月22日(千葉県) 平成28年5月20日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	(火災) 当該製品の接続ケーブル及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品本体とリモコンを繋ぐ接続ケーブル(非純正、DC12V)が、外壁の中で焼損し、近くには外壁を固定する釘があった。 ○当該製品本体及びリモコンに、異常は認められなかった。 ○焼損した接続ケーブルの芯線に、断線や溶融痕は認められなかった。 ○焼損した接続ケーブルの近くにあった釘に、溶融痕は認められなかった。 ○同等の接続ケーブルを使用し、被覆を傷付けて現場にあったさびた釘を接触させたところ、異常発熱することが確認できたが、出火までは再現しなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、本体とリモコンを繋ぐ接続ケーブルの被覆が外壁を固定する釘で傷付けられたため、漏れ電流により異常発熱が生じるなどして出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
55	A201600089 平成28年5月11日(愛知県) 平成28年5月25日	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名、軽傷1名) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼、8棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品を使用して洗濯物を乾かしていた。 ○当該製品は、本体にカートリッジタンクがセットされた状態で著しく焼損しており、天板には洗濯ばさみのばねと思われる金属が付着していた。 ○燃焼筒は、内部にススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。 ○しん及びしん調節軸は、燃焼位置で焼損していた。 ○油受皿は、著しく焼損しているが、灯油漏れは認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に干していた洗濯物が当該製品に落下するなどして着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
56	A201600182 平成28年6月29日(兵庫県) 平成28年7月11日	迅速継手(LPガス用)	(火災) 学校で当該製品をバーナーに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校の理科実験室の机上で当該製品をガス栓に接続し、一方をブンゼンバーナーに接続した状態で、バーナーに点火したところ、当該製品付近から出火して当該製品及びガス栓のつまみを焼損した。 ○当該製品の摺動環及びカバーの一部に焼損が認められ、バルブ押し棒に削れが認められ、作動環パッキンが外れ、浮きが認められた。 ○作動環パッキンを内部で固定する作動環の曲げ加工部に異常は認められなかった。 ○当該製品の焼損部、バルブ押し棒及び作動環パッキン以外の部品に異常は認められなかった。 ○正常な接続状態では、バルブ押し棒に削れを生じることなく、作動環パッキンは外れない構造であった。 ●事故当時の詳細な状況が不明であるが、当該製品は焼損箇所とバルブ押し棒及び作動環パッキン以外に異常は認められず、作動環パッキンに人為的に引っ張り負荷をかける等により作動環パッキンが一部外れた状態でガス栓に接続したため、当該製品よりガスが漏れ、漏れたガスがブンゼンバーナーの炎より引火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-1)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A201600186 平成28年7月5日(大阪府) 平成28年7月12日	カセットこんろ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者が、当該製品で塩昆布を調理して、鍋を当該製品に置いたまま放置していたところ、約20分後に「ボン」という音がした。使用者が確認したところ、当該製品、天井の波板及び左側にあった樹脂製かご等を焼損していた。</p> <p>○当該製品は容器カバーが外れて変形し、ガバナ(整流器)のマグネットに割れが認められた。</p> <p>○ポンベは上部の巻締めが外れて二つに分離し、底部は斜めに変形していた。</p> <p>○当該製品の内部にススの付着は認められなかった。</p> <p>○点火つまみは弱火の位置であり、容器装着安全装置のピンが出た状態であることから、「消火」の位置に戻っていないことが認められた。</p> <p>○左奥側の脚の樹脂が溶融し、その他の脚に異常は認められなかった。</p> <p>○鍋の側面の上下に樹脂が溶着し、上部が青色で樹脂製かごと同じポリプロピレンで、下部はペットボトルと同じポリエチレンテレフタレートであることが分析の結果、判明した。</p> <p>●事故当時の詳細な状況が不明であるが、当該製品に異常は認められず、脚の樹脂の溶融や鍋への樹脂の付着が認められることから、消し忘れ等により当該製品の左側にあった樹脂製かごが燃焼し、その熱によりポンベが破裂したもので、使用者の不注意による事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「燃えやすいもののそばでは使用しない。」旨、警告表示が記載されている。</p>	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-2)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201500004 平成27年3月14日(兵庫県) 平成27年4月2日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○焼損部位は本体後下部の電源コード取り込み部分であり、ベース部の樹脂が溶融し、底部は焼損して穴が空いていた。 ○電源コードの本体側プロテクターは切り開かれていた。 ○電源コードは本体内部で結び目が作られており、その先で電源コードが断線焼失していた。なお、電源コードと内部配線の接続箇所(圧着端子)は残存していた。 ○電源コードの片側にはビニルテープが巻かれたものが残存し、テープを剥がすと電源コードの芯線が手より接続されており、電源コードの長さは、規格値(180cm+18cm、-0cm)に対して166cmと短くなっていた。 ○その他の電気部品に発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードが手より接続されていたと推定されることから、修理不良により、修理された部分で異常発熱し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、取扱説明書には「コードが傷んだときは使用しない。」「分解や修理をしない。」旨、記載されている。</p>	
2	A201500236 平成27年6月22日(京都府) 平成27年7月10日	電気こまろ	(火災) 当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の上に置かれたIHクッキングヒーターが、底面から受熱して焼損していた。 ○消防到着時、当該製品のスイッチつまみは、目盛「強」位置を指しており、通電状態であった。 ○当該製品上面には可燃物の延焼による燃焼物の付着やスス汚れがあるが、電源コード、内部配線、スイッチに焼損箇所はなく、異常は認められなかった。 ○当該製品の動作を確認したところ、スイッチつまみの操作でヒーターが「入/切」し、動作に異常は認められなかった。 ○当該製品のケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗しており、当該製品の「切」から「強」への右回転止めトルクは未使用品に比べ小さく、スイッチつまみに斜め押し荷重を付加したところ当該製品は未使用品に比べ小さい荷重でつまみが押し込まれた。 ○当該製品は20年以上使用された製品であった。 ●当該製品の近くを使用者が通った際、荷物等がスイッチつまみに触れたため、スイッチつまみが回り、ヒーターが発熱し、上に置かれたIHクッキングヒーターに着火したものと推定される。 <p>なお、当該製品は、長期使用(20年以上)により、ケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗していたことも事故発生に影響したと考えられる。</p>	
3	A201500254 平成27年4月30日(大阪府) 平成27年7月16日	映像録画装置(ドライブレコーダー)	(火災) 車内に設置した当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外部は著しく焼損し炭化していた。 ○当該製品のプリント基板は原形を留めており、当該基板上に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のリチウムポリマー電池は電池セル内部の正極及び負極の集電体がほぼ原形を留めており短絡及び熱暴走の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のカメラのレンズベース側が焼損していないことから当該レンズによる集光発火は認められなかった。 ○当該製品が取り付けられていた車体に異常は認められなかった。 ●当該製品に発火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
4	A201500467 平成27年10月19日(神奈川県) 平成27年10月29日	電気毛布	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、焼損した居室で発見されたが、焼損の著しい場所ではなかった。 ○当該製品は、スイッチが「強」の状態に通電されていた。 ○当該製品の毛布本体は焼損していたが、ヒーター線のない部分の焼損が著しかった。 ○コントロール基板、電源コード等の電気部品に焼損は認められなかった。 ●当該製品のヒーター線のない部分の焼損が著しく、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
5	A201500468 平成27年8月24日(大阪府) 平成27年10月30日	踏み台(樹脂製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品の脚部が破損し、転倒、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、両足で当該製品の天板に立ち作業を行っていたところ、当該製品の脚が折れたことで転倒したとの証言であった。 ○折損した脚側の破断面を観察すると、脚に外側から内側下方に向かって亀裂が観察された。 ○折損した左前脚の破断面は中実で、右前脚は中空になっていた。 ○当該製品の脚は、正面から見て、87°の角度を有していた。 ○当該製品の組成は同等品と差がなかった。 ●詳細な使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、静荷重試験や原材料に問題がなく、折れた脚には外側から内側下方に亀裂が生じていることから、使用者が天板の上で作業を行っているときにバランスを崩し、踏み台とともに転倒し、転倒した踏み台の脚部へ身体が接触し、脚が内側に折損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、当該製品は、EN 14183-2003ステップツールの静荷重試験の基準を満たしていた。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201500484 平成27年10月27日(大阪府) 平成27年11月6日	エアコン(室外機)	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○外観は、プロペラファン部を中心に外郭の樹脂部品はほとんど焼失していた。 ○ファンモーターは、配線被覆が焼失していたが、断線や短絡等の異常は認められず、モーター巻線に焼損は認められなかった。 ○内外連絡線は、電源端子板に接続した状態で残存しており、絶縁被覆は焼失していたが、短絡等の異常は認められなかった。 ○制御基板は、ファン寄りに搭載された部品やバンド付けが一部溶融していたが、基板部品から出火した痕跡は認められなかった。 ○機械室内はススけていたが、制御基板、コンプレッサー、リアクタ、四方弁及び内部配線類に焼損は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のファンモーター及び機械室内の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:約5年
7	A201500516 平成27年11月11日(佐賀県) 平成27年11月20日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は運転されていない状態で洗濯槽内に衣類等が入った状態だった。 ○当該製品は洗濯槽を中心に内側から焼損しており、洗濯槽は左側面付近が焼け抜け、洗濯槽底面に焼損した衣類等が溶着していた。 ○洗濯槽内の衣類等から不飽和脂肪酸が検出された。 ○電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、酸化すると発熱する物質が付着した衣類等が洗濯槽に入れられたまま放置されたことにより、酸化発熱し、衣類等から出火したものと推定される。 	・使用期間:不明(製造時期から約12年と推定)
8	A201500551 平成27年11月18日(東京都) 平成27年12月7日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、手首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、販売店においてメンテナンスを受けた当該製品で、購入翌日に走行中、交差点を曲がろうとした時にハンドル及びサドルが緩み、転倒した。 ○ハンドルのホークシステムへの固定強度を確認した結果、ハンドルは15N・m(JIS D 9301「一般用自転車」の基準値:25N・m)で動き、締め付け不良状態であった。 ○サドルの固定性能を確認した結果、水平方向ではJIS D 9301「一般用自転車」で定める負荷(222N)で動き、締め付け不良状態であった。 ○当該製品に著しい変形は認められず、変速操作、車輪の回転は円滑であり、前後車輪に著しい振れは認められなかった。 ○規定トルク等で締め付けた場合のハンドルのホークシステムへの固定強度及びサドルの固定性能について、JIS D 9301「一般用自転車」を準用して確認した結果、ハンドルは回転せず、両固定部に異常は認められなかった。 ●当該製品は、販売時の整備不良により、ハンドルのホークシステムへの固定及びサドル部の固定が不十分であったために走行中に当該部分が回転し、バランスを崩したため、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
9	A201500553 平成27年11月17日(福井県) 平成27年12月8日	照明器具	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は電柱に設置されており、電柱からの電源線と当該製品の口出線は、施工業者により結線されていた。 ○口出線の1本は、圧着スリーブ端部近辺で断線し、他方は同近辺で半断線しており、いずれにも溶融痕が認められた。 ○圧着スリーブは、2本とも片面の広範囲で短絡痕が認められた。 ○電源線は、2本とも被覆を剥いた際に付いたとみられる傷が認められた。 ○電源線は、2本とも圧着スリーブ端部近辺で短絡痕が認められた。 ○当該製品は、光源部のグローブ及びレンズの一部が焼失していたが、LEDモジュール、電源ユニット等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、口出線と電源線の結線部に、絶縁処理が不十分であった等の施工不具合があり、出火に至ったものと推定される。 	
10	A201500574 平成27年12月4日(沖縄県) 平成27年12月14日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の上部の焼損が著しく、本体上部にあるファンモーター、ヒーター、風呂水ポンプ等が焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の上部後方の焼け残った樹脂製カバーの上に焦げた布が残っていた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
11	A201500611 平成27年12月16日(神奈川県) 平成27年12月25日	電気こたつ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに差し込まれていたが、使用していなかった。 ○当該製品の中間スイッチは外郭樹脂の一部が焼損し、樹脂製の操作部が溶融していた。 ○中間スイッチ内部の接点に荒れは認められず、可動接点側端子及び固定接点側端子が焼損していた。 ○使用者はペット(猫)を飼育しており、当該製品の電源コード付近にペット用のトイレマットが敷かれていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の中間スイッチ内部に液体が浸入したため、端子間の絶縁性能が低下し、トラッキング現象を生じて出火に至ったものと推定される。 	
12	A201500623 平成27年12月13日(三重県) 平成27年12月28日	コンセント	(火災) 飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、内部の屋内配線の連結端子接続部が異常発熱し、屋内配線及び接続金具に溶融痕が認められた。 ○屋内配線が連結端子の奥まで十分に挿入されていない痕跡が認められた。 ○当該製品の刃受けに負荷は接続されていなかったが、当該製品は送り配線されていた。 ●当該製品を設置、施工した際に、屋内配線の連結端子への挿入が不十分であったため、長期使用に伴い配線接続部での接触不良が増大して異常発熱し、焼損したものと推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201500641 平成28年1月2日(大阪府) 平成28年1月8日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の連絡配線を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品及び室内機に出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線が途中接続(継ぎ足し)されており、当該接続部の配管カバー、絶縁被覆が焼損していた。 ○内外連絡線の芯線3本のうち1本の途中接続部の焼損が著しく、連結端子の導電金具が芯線との接続部で溶融していた。 ○焼損していた内外連絡線の途中接続部に芯線の溶融や再使用した痕跡は認められなかった。 ○事故品は9年前に使用者の知人により移設されたものであった。 ●当該製品及び室内機に出火の痕跡は認められず、内外連絡線の途中接続部から出火したものと考えられることから、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:約13年
14	A201500644 平成27年12月26日(静岡県) 平成28年1月8日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○火災発生時、使用者は当該製品を使用していなかった。 ○当該製品は、樹脂製のファン、ファンガード及び閉鎖弁カバーが焼失しており、外郭金属は正面から見て右下奥の焼損が著しかった。 ○当該製品の右側上部の制御基板上の運転用フィルムコンデンサーが焼損していたが、焼損状況から下方からの火災の被熱により焼損したものと判断された。 また、電流ヒューズは溶断していなかった。 ○当該製品の右側下部にあるコンプレッサーは、胴部に巻かれている防音用不織布が焼損していたが、端子部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○端子台、ファンモーター、リアクター及び四方弁等のその他の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:12年
15	A201500655 不明(福岡県) 平成28年1月13日	水槽用ヒーター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用したまま外出し、5日後に帰宅したところ、火災が発生していた。 ○当該製品は著しく焼損しており、温度ヒューズは溶断していたが、内部のヒーター線、圧着端子等に異常は認められなかった。 ○当該製品の電源コードは断線していたが、溶融痕は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
16	A201500738 平成28年1月27日(鹿児島県) 平成28年2月8日	電気温水器	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、通気口がなく扉で密閉された収納庫に設置されていた。 ○ヒーター用リレーの焼損が著しく、固定接点金具2個の近接した箇所に溶融痕が認められた。 ○固定接点金具以外の電気部品に異常は認められなかった。 ○配管部分に漏水などの異常は認められなかった。 ●当該製品が密閉された収納庫に設置されたため、リレー内部で結露し、固定接点金具付近の樹脂が絶縁不良により炭化し、トラッキング現象が発生したため出火に至ったものと推定される。 なお、施工説明書には、「室内に設置する場合は通気口を設け、密閉室にしないこと。結露して、壁面にカビが発生したり、床面へ滴下したり、温水器の故障の原因となる。」旨、記載されている。 	
17	A201500797 平成28年2月10日(大分県) 平成28年2月24日	草焼きバーナー(可搬型)	(火災) 当該製品を使用後、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に焼損して樹脂部品の大半は焼失していたが、焼損したバーナー部及び空気ポンプ部を新品に交換して気密試験を行った結果、各部に気密漏れは認められなかった。 ○消防検証時の燃料レバーは、燃料弁が閉じた位置にあり、当該位置では燃料が出ることはなかった。 ○焼損したバーナー部及び空気ポンプ部を新品に交換し、使用試験を行った結果、予熱操作や使用状態等に問題はなく、消火操作で確実に消火し、その後発火することはない。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、原因の特定には至らなかったが、消防検証時の燃料レバーは閉じた位置にあり、この位置では消火操作で確実に消火され、その後発火する可能性はないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
18	A201500811 平成27年11月7日(熊本県) 平成28年3月1日	やかん	(重傷1名) 店舗で当該製品でお湯を沸かして持ち上げた際、当該製品の取っ手が溶けて外れ、お湯がこぼれて火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、樹脂製の取っ手が溶けていたが、笛吹き部樹脂は溶けていなかった。 ○事故当時、業務用ガスこんろを使用して、やかんの底(直径:19cm)からはみ出さない程度の火力で加熱して事故が発生した。 ○当該製品の取っ手の材質は、フェノール樹脂ではなくポリプロピレンであった。 ○同等品を使用して再現試験を実施したが、笛吹き部樹脂が溶けずに取っ手が溶ける状態を再現できず、試験中取っ手を持ち上げても脱落しなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、再現試験においては当該事故事象は発生しなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
19	A201500812 平成28年2月26日(福岡県) 平成28年3月2日	温水式浴室暖房換気乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外郭樹脂が著しく焼損していた。 ○制御基板及びファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201500821 平成28年2月24日(愛知県) 平成28年3月4日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は事故発生時、使用していなかった。 ○当該製品は焼損が著しく、外郭樹脂は前面側から焼けた様相であった。 ○洗濯槽内の洗濯物の焼損はわずかであった。 ○前面上部にある制御基板は防水用のポッティング樹脂が焼損していたが、基板は原形をとどめており、溶融痕等の出火の痕跡も認められなかった。 ○電源コードは、本体背面側付近で一部断線し溶融痕が認められたが、二次痕であった。 ○電源プラグ、内部配線、給水弁コイル、排水モーター、洗濯槽モーター及び運転用コンデンサーに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:不明(製造期間から15~18年と推定)
21	A201600014 平成28年3月27日(愛知県) 平成28年4月7日	電気式浴室換気乾燥暖房機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外観は、下側(浴室側)に焼損は認められないが、上側(天井裏側)の屋内配線を接続する接続台が焼損していた。 ○端子台の接地側接続端子と端子台を固定した金属製本体ケース間で短絡した痕跡が認められたが、二次痕であった。 ○他の電気部品に出火の痕跡等の異常は認められなかった。 ○当該製品近くに引き回されている複数の屋内配線に溶融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:1年

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(3) ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

資料5-(3)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201300170 平成25年5月1日(兵庫県) 平成25年6月4日	カーペット	(重傷1名) 当該製品の上で運動中、滑って転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品の上で卓球中に、足が滑って負傷した。 ○当該製品は、表面に傷みや変色などの劣化による異常は認められなかった。 ○当該製品は、一般家庭用であり、運動での使用は想定されておらず、滑り対策は施されていない。 ○当該製品を類似品と比較した結果、特に滑りやすいものではなかった。 ●当該製品上で卓球中に足が滑ったため事故に至ったものと考えられ、使用者(施設)の誤使用と推定される。 	
2	A201400375 平成26年4月30日(東京都) 平成26年9月24日	長靴	(重傷1名) 当該製品を履いて下り坂を歩行中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品を履いて雨に濡れた石畳の坂道を下って歩行していた時に、滑って転倒したとの申し出内容であった。 ○事故現場の石畳の表面は細かな凸凹の形状で、石畳の両側及び中央部分に苔が付着している部分が認められ、濡れた石畳は坂の手前のアスファルトの舗装路に比べて滑りやすかった。 ○使用者が事故現場の特性を認識していたかは不明であり、坂道のどの位置で転倒したかは特定できなかった。 ○当該製品の靴底に摩擦や剥離はなく、歩行に支障をきたす破損は認められなかった。 ○当該製品の靴底の厚さは、JIS S 5005(長靴)に定める寸法値を満たしていた。 ○JIS T 8101(安全靴)の耐滑性試験(規格値0.20以上)に基づき、当該製品の靴底の耐滑性能を測定した結果、床条件がイオン交換水の湿潤状態では0.40であり、他社製品と比較しても差異は認められなかった。 ○事故現場と同様の濡れた石畳で、被験者2名が当該製品、事故同等品及び他社の類似品を履いて歩行試験を実施したところ、当該製品及び事故同等品で問題なく歩行ができ、他社の類似製品と比較しても差異は認められなかった。 ●事故発生時の場所及び状況の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の靴底の厚さ及び耐滑性に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
3	A201400682 平成26年12月5日(東京都) 平成27年1月20日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災) 当該製品を使用後、周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の的外観に異常は認められなかった。 ○当該製品の内部に異常は認められなかったが、消し忘れ防止用のタイマー基板の部品の詳細は確認できなかった。 ○使用者は、当該製品のスイッチがONの状態でも電源プラグを抜かずに出した。 ○当該製品のタイマー基板の動作に異常は認められなかった。 ●当該製品のスイッチを切らずに出したため、当該製品に近接する扉を焼損したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「可燃物の側では使用しない。」旨、記載されている。</p>	
4	A201400773 平成26年8月(新潟県) 平成27年2月23日	手袋(作業用)	(重傷1名) 当該製品を使用したところ、手に皮膚障害を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の手掌滑り止め部分の材質は、天然ゴムであった。 ○当該製品から、天然ゴム成分であるリノール酸を含め、複数の化学物質が検出された。 ○個別の化学物質によるパッチテストの結果、検出された物質のうちリノール酸のみ陽性であった。 ●当該製品の原材料である天然ゴムに含有されるリノール酸との接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられ、一般に含有される成分に対する個人の感受性によるものであり、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201400782(手袋(作業用))と同一事故
5	A201400782 平成26年8月(新潟県) 平成27年2月25日	手袋(作業用)	(重傷1名) 当該製品を使用したところ、手に皮膚障害を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の被覆部分の材質は、天然ゴムであった。 ○当該製品から、天然ゴム成分であるリノール酸を含め、複数の化学物質が検出された。 ○個別の化学物質によるパッチテストの結果、検出された物質のうちリノール酸のみ陽性であった。 ●当該製品の原材料である天然ゴムに含有されるリノール酸との接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられ、一般に含有される成分に対する個人の感受性によるものであり、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201400773(手袋(作業用))と同一事故
6	A201500054 平成27年4月9日(神奈川県) 平成27年4月21日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○庫内及び外郭に焦げ痕等の異常は認められなかった。 ○マグネトロン、インバーター、ファンモーター等の内部電気部品に異常は認められなかった。 ○マイコンの履歴から、過去にエラーの記録はなく、最後の使用モードは手動レンジであることが認められた。 ○調理していた食品は、下部が炭化していた。 ●当該製品の電気部品に異常は認められず、調理物が炭化していることから、使用者が食品を手動レンジモードで長時間加熱したため、過加熱となり発煙に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「手動レンジで加熱する場合は、設定時間を控えめにし、様子を見ながら加熱する。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201500205 平成27年6月10日(大阪府) 平成27年6月29日	ヘアドライヤー	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭は床面に接した部分の樹脂は残存しているが、上面の樹脂は焼失していた。 ○ヒーター部分に異常発熱や溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは中間部分で2か所断線しており、断線部分にはいずれも溶融痕が認められた。 ○断線部分は電源プラグや製品のプロテクター部分ではなく、中間部分であった。 ●当該製品は、電源コードが断線し溶融痕が認められることから、この部分から出火に至ったものと推定されるが、断線部分は通常の使用では屈曲などのストレスの加わる箇所でないことから、外的なストレスが当該部分に加わっていたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、電源コード及び電源プラグは電気用品安全法の技術基準に適合している。</p>	
8	A201500232 平成27年6月29日(東京都) 平成27年7月10日	ACアダプター(携帯電話機用)	(火災) 当該製品に他社製携帯電話機を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は、他社製携帯電話機に接続し充電していた。 ○当該製品のDCプラグ(マイクロUSBプラグ)先端に、他社製携帯電話機のマイクロUSBコネクタが脱落して残存していた。 ○当該製品のDCプラグ先端、及びプラグ端子部樹脂が溶融していた。 ○当該製品のDCプラグ付着物分析の結果、塩素成分(Cl)が検出された。 ○当該製品のDCプラグ部を交換し、動作確認したところ、正常に動作した。 ●当該製品と携帯電話機を接続し充電した際に、DCプラグと携帯電話機のコネクタの接続部に導電性の液体が浸入したため、DCプラグの電源出力端子(1番端子)とコネクタシェル間で、電氣的に抵抗をもって短絡状態となり、コネクタ接続部が短時間で発熱し、焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「水や飲料水、ペットの尿などで濡らさない。火災、やけど、けが、感電の原因になる。」旨、記載されている。</p>	・A201500233(携帯電話機(スマートフォン))と同一事故
9	A201500233 平成27年6月29日(東京都) 平成27年7月10日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を他社製ACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は、他社製ACアダプターに接続し充電していた。 ○当該製品のマイクロUSBコネクタ周辺の外郭が溶融し、マイクロUSBコネクタの脱落が認められた。 ○当該製品のマイクロUSBコネクタ部以外に、異常は認められなかった。 ○当該製品のマイクロUSBコネクタ部を交換したところ、正常に充電動作した。 ○当該製品のマイクロUSBコネクタ周辺の付着物を分析した結果、塩素成分(Cl)が検出された。 ●当該製品とACアダプターを接続して充電した際に、ACアダプターのプラグとマイクロUSBコネクタの接続部に、導電性の液体が浸入したため、ACアダプターの電源出力端子とマイクロUSBコネクタシェル間で抵抗値をもって短絡し、双方のコネクタ部が短時間で発熱して、焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書、起動時のメイン液晶画面表示、及び携帯電話の背面警告ラベルに、「本機が濡れている状態で絶対に充電しない、故障、火災、火傷の原因になる」旨、記載されている。</p>	・A201500232(ACアダプター(携帯電話機用))と同一事故
10	A201500237 平成27年6月27日(兵庫県) 平成27年7月10日	電気冷蔵庫	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は上側ドアが脱落し、背面、右側面及び機械室右側面内部が著しく焼損していたが、機械室内の電装部品及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは機体外の複数箇所断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの機体側断線部は機体出口から約43cmの位置にあり、通常使用で外力が加わらない箇所であった。また、電源コード長を測定し、欠損していないことが確認された。 ●当該製品本体に出火の痕跡が認められず、通常の使用において力が加わらない箇所電源コードが断線していることから、電源コードに過度な外力が加わったため、被覆が損傷して短絡、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合している。</p>	
11	A201500263 平成27年7月5日(兵庫県) 平成27年7月21日	電気カーペット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品の不使用时には常に敷かれたカーペットの下に電源コードを入れて収納していた。 ○当該製品は外観上、電源コードにのみ異常が認められ、その他の箇所には異常は認められなかった。 ○電源コードは、コントローラー引出口に近い部分で断線し、断線部に溶融痕が認められた。断線部の外被には圧迫痕や振れの痕跡が認められ、焦げや穴が認められた。 ○断線部の芯線の素線に多数の小さい溶融痕が認められた。 ●当該製品の電源コード断線部に屈曲による外力が加わり、電源コードが断線し、スパークが発生して焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書の警告表示に、「コードを無理に曲げる、引っ張る、ねじる、束ねる、重い物や保温性の良い物を載せる、挟み込む、カーペットの下を通すなどしない。コードが焼損し、火災、感電の原因となる」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201500298 平成27年8月5日(島根県) 平成27年8月7日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭樹脂及び樹脂製ファンが焼損していた。 ○コンプレッサー、ファンモーター、コントロール基板、その他の電気部品に焼損は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500374(石油温風暖房機(開放式))と同一事故 ・使用期間:不明(製造時期より13~15年と推定)
13	A201500300 平成27年7月25日(東京都) 平成27年8月7日	電気洗濯機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は二槽式の洗濯機で、洗濯槽側背面部の焼損が著しく、下部ベース、操作パネル等の樹脂部品の洗濯槽側が焼失していた。 ○洗濯モーター、コンデンサー等、当該製品の全ての電気部品に熔融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電気配線は全て残存しており、熔融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明(製造時期から32年と推定)
14	A201500314 平成27年8月2日(東京都) 平成27年8月13日	電子レンジ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、扉、底面及び左側面の外郭が著しく焼損していた。 ○当該製品の庫内に、出火及びスパーク等の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電気部品に、出火した痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ●当該製品の電気部品等から出火した痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
15	A201500317 平成27年7月26日(大阪府) 平成27年8月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○本体左側の焼損が著しく、プロペラファン、吹き出しグリル、ファンモーター等が焼損していた。 ○本体右側の基板、コンプレッサー、端子盤等が収納された機械室は、全体にススけていたが、焼損は認められなかった。 ○ファンモーターのハーネススロ出し部及び内部基板に断線や出火の痕跡は認められなかった。 ○電源が接続されていたコンセントのブレーカーは、作動していなかった。 ●当該製品は、内部の電気部品及び配線から出火した痕跡が認められなかったことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:約6年
16	A201500327 平成27年7月29日(岡山県) 平成27年8月19日	電気炊飯器	(火災) 社員寮で当該製品を含む2台の電気炊飯器をコンセントに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を含め、2台の電気炊飯器が木製ラックの天板に並べて置かれており、事故発生当時は2台とも保温状態であった。 ○当該製品及びもう1台の電気炊飯器の焼損は著しく、原形をとどめていない状況であった。 ○当該製品の操作基板は残存しており、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のヒーター線に異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグの栓刃はコンセントに差し込まれた状態であり、熔融等の異常は認められなかった。 ○電源コードの断線部に熔融痕が認められたが、二次痕であった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500328(電気炊飯器)と同一事故
17	A201500337 平成27年8月9日(神奈川県) 平成27年8月21日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品の連絡配線を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の本体は、外郭の一部が焼損し、ススが付着していたが、内部の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品と室内機をつなぐ内外連絡線及び冷媒配管は、一部の被覆及び断熱筒が焼損していたが、内部の芯線及び銅管に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明(製造時期から4年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201500339 平成27年7月26日(大阪府) 平成27年8月24日	コンセント	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、接続端子部の片側を中心に焼損が外郭まで達していた。 ○当該製品の結線方式は押締端子式であり、片側の端子板に傾きが認められた。 ○当該製品への電源供給電線は、片側が分岐部付近で断線するとともに絶縁被覆が焼失し、ねじ締め部付近の銅線には銅の欠落と溶融が認められた。 ○当該製品は約15年前のエアコン設置時に取付けられたものであった。 ○事故は新たにエアコンを設置した約2か月後に発生した。 ●当該製品の設置時又は新たにエアコンを設置した際に屋内配線との接続ねじが緩んだ状態となったため接触不良により過熱し、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、当該製品の梱包箱(取扱説明書)には、「端子ねじはしっかり締めつける。」旨、記載されている。</p>	
19	A201500341 平成27年8月11日(千葉県) 平成27年8月24日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外郭の焼損が著しく、樹脂製部品が焼損、溶融していた。 ○基板、ファンモーター、電気配線等、当該製品の全ての電気部品が残存しており、溶融痕等、出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、及び熱交換器に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:不明(製造期間から9年~11年と推定)
20	A201500343 平成27年8月14日(神奈川県) 平成27年8月25日	携帯電話機	(火災) 当該製品に他社製ACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○マイクロUSBコネクタに焼損が認められたが、外観上その他に焼損は認められなかった。 ○マイクロUSBコネクタ、他社製ACアダプターのDCプラグのピンに屈曲などの変形はなく、ピン同士の接続箇所には異常は認められなかった。 ○当該製品は正常な起動画面が表示され、焼損した部品を交換して充電したところ、正常な充電動作が認められた。 ○マイクロUSBコネクタ内部で、当該製品では使用されていないNa(ナトリウム)、Cl(塩素)など導電性異物の成分が検出された。 ●当該製品は、他社製のACアダプターを接続して充電した際に、当該製品のマイクロUSBコネクタとACアダプターのDCプラグ端子接続部に導電性の液体などの異物が浸入、付着していたため、DCプラグの電源出力ピンとコネクタシェル(グラウンド電位)間で電氣的に抵抗をもって短絡状態となり、短絡電流によって異常発熱が生じて焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「水に濡れた状態で充電しない。」、「水に濡れた際は水抜きを行う。」旨、記載されている。</p>	・A201500344(ACアダプター(携帯電話機用))と同一事故
21	A201500344 平成27年8月14日(神奈川県) 平成27年8月25日	ACアダプター(携帯電話機用)	(火災) 当該製品を他社製携帯電話機に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○DCプラグの端子部分に焼損が認められたが、その他に焼損は認められなかった。 ○プラグ及びマイクロUSBコネクタのピンに屈曲などの変形はなく、ピン同士の接続箇所には異常は認められなかった。 ○当該製品の出力に異常は認められなかった。 ○DCプラグの端子接続部で、当該製品では使用されていないNa(ナトリウム)とCl(塩素)等の導電性異物の成分が検出された。 ●当該製品は、携帯電話機を接続して充電した際に、当該製品のプラグと携帯電話機のマイクロUSBコネクタの端子接続部に導電性の液体などの異物が浸入、付着していたため、DCプラグの電源出力ピンとコネクタシェル間で電氣的に抵抗をもって短絡状態となり、短絡電流によって異常発熱が生じて焼損に至ったと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「水や飲料水を掛けない。」旨、記載されている。</p>	・A201500343(携帯電話機)と同一事故
22	A201500347 平成27年7月8日(大阪府) 平成27年8月26日	延長コード	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、観賞魚用水槽を乗せている台の側面に貼り付けられており、水が掛かり得る状況であった。 ○電源から3番目の刃受金具の両極に溶融痕が認められ、導電板が両極とも溶断していた。 ○その他の部位に出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品は、水槽の水が掛かり得る状況で使用されていたことから、個別スイッチ操作部などの隙間から内部に水が浸入し、刃受金具の異極間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「水のかかりやすい場所(風呂場、台所、観賞魚用水槽など)では使用しない。」旨、記載されている。</p>	
23	A201500357 平成27年8月4日(東京都) 平成27年8月31日	照明器具	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の端子ボックスが著しく焼損していた。 ○当該製品の施工時には、端子ボックスと安定器間に、より線3芯のケーブルを用いるべきところ、単線2芯のケーブルが使用されており、そのうちの1本が端子ボックス内の位置で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品の本体及び内部の配線、安定器には、焦げ、焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、施工時に、端子ボックスと安定器の配線に不適切なケーブルを使用したため、施工や経年に伴うストレスによってケーブルが異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、端子ボックスと安定器の配線に「キャプタイヤケーブル(0.75mm²)3芯」を用いる旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A201500366 平成27年8月23日(沖縄県) 平成27年9月3日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品の基板、洗濯モーター等に出火した痕跡は認められなかった。 ○電源コードは本体内部の被覆に溶融が見られたが、断線、溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:約2年
25	A201500383 平成27年6月26日(東京都) 平成27年9月10日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、転倒し、右足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、靴底にある3か所の凸部によって、意図的に不安定な状態を作り出している構造であった。 ○当該製品の耐滑性能に異常は認められなかった。 ○当該製品の靴底に、著しい摩耗、劣化、破損等の異常は認められなかった。 ○事故現場は雨で濡れた金属製蓋の上であった。 ●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の耐滑性能、破損等の異常は認められないことから、路面状況や歩行状態等、複合的な要因によって転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
26	A201500385 平成27年8月31日(栃木県) 平成27年9月10日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 公共施設で当該製品を脚立として使用中、転倒し、左手を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、約3.6度の傾斜がある床に当該製品を脚立状態で設置して昇り、天板にまたがり、上から2段目の踏ざんに両足をかけた際に転倒した。 ○当該製品の支柱が曲がっている昇降面の右支柱下部の破損部は、最下段の踏ざん取付部直下で内側に折れ曲がっていた。 ○当該製品の寸法、肉厚測定、硬さ測定を実施した結果、社内基準を満たしていた。 ○同等品を使用し、CPSA0015:住宅用金属製脚立の安定性試験、強度試験を実施した結果、SG基準を満たしていた。 ●当該製品の強度、寸法等には異常が認められず、同等品の安定性にも異常は認められないことから、使用者が傾斜のある不安定な場所に当該製品を設置し、またがって使用したため、作業中にバランスを崩して転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「天板の上には、絶対に乗ったり、座ったり、またがったりしない。傾斜している場所、安定しない場所には設置しない。」旨、記載されている。 	
27	A201500418 平成27年9月17日(東京都) 平成27年9月29日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○外観に焼損は認められなかったが、当該製品内部の開閉器及び接続端子の一部に焼損が認められた。 ○当該製品内部に雨水の浸入による汚れが認められ、焼損した開閉器の電源入力接続端子部まで水没した痕跡が認められた。 ○当該製品内部の配線用配管開口部に水浸入防止が講じられておらず、また太陽光モジュールから当該製品間のケーブル配線を収納する配管(PF管)には水抜き用の穴加工が施されていない。 ○PF管内部に雨水が浸入した痕跡が認められた。 ●当該製品は、太陽光モジュールの配線用配管から製品本体内部に水浸入を防止する処置並びに製品内部に水が溜まらないようにする施設を講じていなかったため、配管から浸入した水が製品内部に溜まったことで、開閉器の入力端子部でトラッキング現象が発生し焼損したものと推定される。 なお、施工説明書には、「配線開口部をシールする。配管に水抜き穴を設ける。」旨、記載されている。 	
28	A201500431 平成27年5月23日(大阪府) 平成27年10月8日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は交差点歩道上を左折時、右側に転倒し右大腿骨を骨折した。 ○使用者は交差点左折時にペダルを踏み込んでいたか否かは不明だが、プレーキレバーを握りながら左折した。 ○製品各部に破損、変形などの異常は認められなかった。 ○試乗確認の結果、当該製品のハンドル操舵性、直進性、速度検知、アシスト性能に異常は認められなかった。 ○電動アシストドライブユニットに異常履歴はなく、メインスイッチ間のコネクター接続は正常であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
29	A201500433 平成27年9月17日(大阪府) 平成27年10月9日	水槽用ろ過器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、電源プラグが焼損し、両側とも栓刃が溶断していた。 ○ポンプのモーターはロックしておらず、コイルにも異常が認められなかった。 ○当該製品の電源コードや照明器具の電源コードの表面、及び水槽周囲に多量の水垢が付着していた。 ●当該製品は、長年にわたり電源プラグとサービスコンセントとの間に水垢が付着し、手入れが十分に行われなかったことより、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「コンセントや電源プラグの刃及び刃の取り付け面は定期的に汚れやホコリを取り除く」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A201500440 平成27年10月4日(滋賀県) 平成27年10月14日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は背面側のバッテリー一部が膨らみ、背面ケースは変形して側面及び底面が開いていたが、内部の基板及び部品に出火の痕跡は認められず、バッテリーの同等品を当該製品に接続したところ、画面が正常に表示された。 ○バッテリーは基板に出火の痕跡及びセル内部に発熱及び出火の痕跡は認められず、ガasketは熱変形の痕跡がなく、セルのガス排出弁は作動していなかった。 ○ACアダプターは本体及び充電ケーブルのUSBコネクタ部に異常は認められずマイクロUSBコネクタ部に溶融が認められたが、コネクタのシールド金具内面にスパーク痕跡や変色は認められず、端子ピン周囲の樹脂に溶融、端子ピンの変色は認められなかった。 ●当該製品に出火及び異常発熱の痕跡が認められなかったことから、外部からの受熱により焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 	
31	A201500456 平成27年9月13日(愛知県) 平成27年10月23日	エアコン	(火災、死亡1名) 建物を半焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は焼損が著しく、外郭樹脂が焼失していた。 ○当該製品は数か月前から調子が悪く、使用者は電源プラグの抜き差しで入切をしていた。 ○当該製品の電源コードは、電源プラグから約10cmの通常の使用において応力が加わらない箇所まで断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグ、内部配線、制御基板、表示基板及びファンモーターに溶融痕等の出火の痕跡は認められず、電流ヒューズも熔断していなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに引っ張りや屈曲などの過度の外力が繰り返し加わったため、電源コードが断線、スパークし、出火に至ったものと推定される。 なお、当該製品の電源コードは電気用品取締法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを引っ張らない。」「電源プラグで運転、停止をしない。」旨、記載されている。 	・使用期間:24年
32	A201500457 平成27年10月10日(東京都) 平成27年10月23日	電気炊飯器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、ガスこんろ横のアルミ製つい立に本体背面を接して置かれた状態で焼損していた。 ○当該製品背面下側の外郭樹脂に焼損、溶融が認められた。 ○加熱コイル、胴ヒーター、電源コードなどの電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品を通電したところ正常に動作した。 ●事故発生時の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火した痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
33	A201500460 平成27年10月14日(山形県) 平成27年10月26日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源コードは、本体接続部の根元で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線部の芯線に、ねじれや屈曲が認められた。 ○コードプロテクターは屈曲し、本体根元部に亀裂及び焼損が認められた。 ●当該製品の本体接続部の電源コードに、過度なねじれや屈曲等のストレスが繰り返し加わったため、コード芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源プラグや電源コードを乱暴に扱わない、変形させない、無理に曲げない、ねじる等しない」旨、記載されており、電源コードは、電気用品安全法に基づく技術基準(折り曲げ試験)に適合している。 	
34	A201500472 平成27年10月4日(茨城県) 平成27年11月2日	電気冷蔵庫	(重傷1名) 当該製品を持ち上げて移動中、右手指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○運搬時に触れていた圧縮機カバー付近に血痕が認められた。 ○当該製品の圧縮機カバー左下付近が変形し、端面に触れることができる状態だった。 ○同等品の圧縮機カバーの端面にはバリがあった。 ○出荷時の全数検査では部品の取付状態や凹み、傷等を目視及び触感で確認しており、当該製品の記録に異常は認められなかった。 ○使用者は素手で運搬用の取っ手を持たずに運搬していた。 ●当該製品の圧縮機カバーが変形した経緯は不明であるが、使用者が運搬用の取っ手を持たずに、素手で当該製品背面下部の底面を持って運搬していた際、変形した圧縮機カバーの端面に触れたため、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「保護具(軍手)を着用する。」「2人以上で、前面下部内側と背面上部の取っ手を持ち静かに運ぶ。」旨、記載されている。 	
35	A201500479 平成27年10月27日(千葉県) 平成27年11月5日	照明器具(センサー付)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は2階ベランダの手すりに設置され、近くに布団を干していた。 ○当該製品の外部樹脂に溶融があるが、内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○本体に貼付されていた注意喚起のシールが剥がされ、別に保管されていたことが確認された。 ●当該製品に布団がかぶさったため、センサーが感知して点灯し、電球の熱で布団が過熱されて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体注意喚起シールには、「洗濯物、布団等の可燃物を近づけない」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A201500491 平成27年10月29日(奈良県) 平成27年11月10日	電気湯沸器	(火災) 当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○電源プラグの片側の栓刃が外れており、電源プラグの中央部分の樹脂が溶融し、穴が空いていた。 ○外れた栓刃は、栓刃の先端に金属摩耗の跡が認められ、電源コード芯線カンメ部端子には溶融痕が認められた。 ○電源プラグ内部の溶融部周辺に溶粒物が認められた。 ○電源プラグのプッシングでコードがねじれ、被覆が溶融し芯線が断線していた。 ○湯沸器本体や壁コンセントに異常は認められなかった。 ●当該製品の電源コードに過度な屈曲やねじれが加わり、電源プラグの栓刃端部で芯線が断線し、スパークが発生し、発煙に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「電源コードは無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしない。」旨、記載されている。</p>	
37	A201500503 平成27年10月7日(大阪府) 平成27年11月16日	フェンス(住宅用)	(重傷1名) 当該製品に寄り掛かったところ、当該製品が外れ、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者(住人、身長約165cm、体重約70kg)が脚立に乗って庭木のせん定作業をしていた際、庭に設置してあった当該製品が外れ、高低差約3mの敷地外に転落し、負傷した。 ○当該製品左側の上ブラケットが変形し、上棧、下棧及び縦棧が外れ、下ブラケットも変形していた。 ○当該製品右側は、上ブラケットが変形していた。 ○上棧、下棧及び縦棧に座屈等の変形はみられなかった。 ○事故同等品はJIS A 6513及びJIS A 6601の基準を満たしていた。 ○脚立等に登った状況から転落、転倒した際にフェンスと衝突し、事故に至った可能性を想定し、事故同等品を用いて再現試験を実施したところ、事故状況を再現した。 ○当該製品は転落防止用柵ではなく、隣地境界用の柵であった。 ●使用者が脚立に乗って庭木のせん定作業中にバランスを崩し、転落、転倒し当該製品に衝突したことにより当該製品が破損し、敷地外に落下したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
38	A201500513 平成27年11月12日(大阪府) 平成27年11月19日	電気こんろ	(火災) 当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○本体の外観及び内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○スイッチは機械式の両切りタイプであり、電源ノイズによる誤動作は起こさないものであった。 ○スイッチつまみは、パネル面より飛び出していないかった。 ○コントロールボックスに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は製品内部に出火の痕跡は認められず、つまみがプレートと同一の高さの機械式スイッチであり、電源ノイズによる誤動作は考えられないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
39	A201500534 平成27年11月19日(兵庫県) 平成27年12月1日	ドア(勝手口用)	(重傷1名) 当該製品が閉まる際に、当該製品の下部が足指に当たり、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を開けて入室後、当該製品の下枠上に屋外側に向けて乗せられた右足が、ドアクローザにより閉まってきた当該製品の底部と下枠の間に挟まり右足中指を骨折した。 ○当該製品のドアクローザの速度調節ねじは最速の設定であった。 ○当該製品に油漏れなどの不具合は発生しておらず、速度調整機構の調整により適正速度に設定することができ、異常は認められなかった。 ○当該製品の閉じ速度の設定は、消費者が調整したか、施工業者などが調整したかは不明である。 ○当該製品の取扱説明書には、「指などを挟む恐れがあるため、閉じ速度を速くしすぎない。」旨の注意表示が記載されていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、当該製品のドアクローザの閉じ速度が適正速度より速く設定されていたためドア底部と下枠の間に足指が挟まり骨折したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
40	A201500539 平成27年11月24日(石川県) 平成27年12月1日	椅子	(重傷1名) 子供(8歳)が当該製品を踏み台として使用したところ、転倒し、左腕を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、丸形の座面に「L」字形の脚4本を各々ねじ留めする木製椅子で、脚は床面に対して垂直となる構造であった。 ○脚の1本が、「L」字形の曲がり部分で内側に向かって破損していたが、座面への固定は正常であり、がたつき等の異常は認められなかった。 ○破損箇所、内部の空隙や腐食等の異常は認められず、破損部以外の脚や座面に、転倒に至るような異常は認められなかった。 ○使用者は、当該製品を踏み台代わりに使用していた。 ○当該製品は、静荷重、耐衝撃性等の強度について、欧州規格に適合していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の脚取付け部等に異常は認められないことから、踏み台代わりに使用した際にバランスを崩し、脚の1本に異常な荷重がかかるなどして破損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
41	A201500540 平成27年11月20日(大阪府) 平成27年12月1日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○背面部の機械室が焼損しており、背面から見て左下部から上に向かって燃え広がっていたが、庫内に焼損は認められなかった。 ○機械室内の基板類、配線類、コンプレッサー等の電気部品は、ススの付着や焼損が認められるが、部品は全て残存しており、電源コードやプラグにも断線や溶融痕等の異常は認められなかった。 ○制御基板の電流ヒューズは溶断しておらず、コンセント回路のブレーカーも作動していなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201500544 平成27年11月3日(東京都) 平成27年12月4日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、右足をひねり、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、自宅近くの平坦なアスファルトの舗装路で、小型犬をつれて散歩中に靴の中で右足が外側に滑り、ひねって怪我をした。 ○当該製品は、靴紐の一部が破損し、靴底は右足に比べて左足の踵部分が著しく摩耗していたが、詳細な使用状況は不明であった。 ○当該製品でJIS T 8101:2006(安全靴)に準拠した靴底滑り試験を実施した結果、靴底の耐滑性は規格値を満たしていた。また、試し履き試験を実施した結果、滑りやすいなどの異常は認められなかった。 ○当該製品で被験者実験を実施した結果、取扱説明書に従って靴紐を緩みなく結んだ状態で履いた場合は異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を取扱説明書に従って靴紐を緩みなく結んだ状態で履いた場合は、中敷及び足が靴の中で滑ることはないことが確認されたことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
43	A201500550 平成27年11月24日(東京都) 平成27年12月7日	電気こんろ	(火災) 当該製品の上に置かれていた電気製品を焼損し、当該製品を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車を室内に入れた際、当該製品のスイッチつまみにハンドルが当たった。 ○当該製品は、身体や物が接触し、意図せずスイッチが「入」となる可能性があることから、事業者がスイッチガードを取り付けた改修済み品であった。 ○スイッチガード取り付け実施後に、スイッチ及びつまみが交換されていた。 ○当該製品の交換後のスイッチ及びつまみの組み合わせは、交換前に比べつまみの先端までが約22mm長くなり、スイッチガードから約13mm飛び出る構造となっていた。 ○製造事業者は、スイッチガード改修後のスイッチ及びつまみ交換に関知はしていなかった。 ●当該製品は、スイッチつまみがスイッチガードから飛び出る長さの部品に交換されていたことにより、自転車を部屋に入れた際にハンドル等がつまみに触れてスイッチが入り、当該製品の上に置かれていた電気製品を焼損したものと推定される。 	
44	A201500555 平成27年10月9日(北海道) 平成27年12月8日	暖房便座	(重傷1名) 施設で使用者(80歳代)が当該製品を使用したところ、火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設では、常時、当該製品の温度調節スイッチつまみを取り外し、電源プラグをコンセントから抜いていた。 ○事故発生時に入居者に付き添っていた職員は、便座の状態を確認せずに入居者に使用させていた。 ○入居者は、約20分間当該便座に座り、臀部、太もも、膝裏等に低温火傷を負った。 ○事故発生後に施設の職員が確認したところ、便座は通電された状態であった。 ○当該製品の外観は、温度調節スイッチつまみ及び便フタが取り外されていたものの、キズ、打痕、変形等の異常は認められなかった。 ○温度調節位置を「低」及び「高」の状態に通電し、便座表面温度を測定したところ、異常な温度上昇は認められなかった。 ○制御基板、ヒーター線及びサーミスタに異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、通電状態の便座に長時間着座していたため低温火傷を負ったものと考えられ、温度調整スイッチの管理及び使用時の注意が不十分であったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「長時間使用した場合に低温火傷の恐れがあるため、お年寄り、病気の方、自分で温度調節のできない方等は、周りの方が便座温度を「切」にする。」旨、記載されている。 	
45	A201500557 平成27年11月25日(埼玉県) 平成27年12月8日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品には調理開始スイッチはなく、タイマースイッチがONの時にドアを開けると、調理が始まり加熱される仕様であった。 ○使用者は、普段から当該製品を使用後、タイマーを戻していなかった。 ○当該製品の的外観はドア下部及び操作パネルの一部が焼損し、外郭上面にススの付着が認められたが、他の部分に異常は認められなかった。 ○庫内のドアカバー内部に油等の汚れが認められた。 ○内部の電気部品及び電源コードに焼損等は認められなかった。 ●当該製品を使用後にタイマーを戻さず日常的に空焼きを繰り返したため、庫内やドアに付着した汚れが炭化し、炭化物に電波が集中してスパークし、樹脂部が焼損して出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「庫内が空のまま加熱しない。」「途中で加熱を中止するときはタイマーつまみは必ず「0」に合わせる。」旨、記載されている。 	
46	A201500563 平成27年11月10日(岡山県) 平成27年12月10日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグが著しく焼損し、栓刃の可動部から電源コードのカシメ部までの端子板の一部が焼失していた。 ○当該製品の焼損部を成分分析した結果、当該製品に使用されていない「硫黄」及び「カリウム」が検出された。 ○当該製品を接続していたコンセントは、外郭表面にススの付着が認められたが、内部に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグ内に導電性異物が侵入し、端子板の両極間でトラッキング現象を生じて出火したものと推定される。 なお、パッケージの台紙には、「火災のおそれがあるため、水や飲み物などを掛けない、水が掛かる場所では使わない、ホコリや汚れは取り除いて使う。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
47	A201500567 平成27年11月27日(兵庫県) 平成27年12月11日	発電機(携帯型)	(CO中毒、軽症4名) 工事現場で当該製品を使用 中、一酸化炭素中毒で4名 が軽症を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○集合住宅のリフォーム工事において、当該製品を屋内に設置して使用したところ、4名が一酸化炭素中毒となった。 ○当該製品の外観に異常は認められなかった。 ○使用者証言の換気状態から換気量を推定し、当該製品の仕様から総作業時間である4.5時間後の一酸化炭素濃度を計算したところ、人に軽度の一酸化炭素中毒の症状が現れる暴露量であった。 ●当該製品を屋内で十分な換気を行わないまま使用したため、一酸化炭素中毒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、取扱説明書及び本体表示ラベルには、「屋内で使用すると数分で死に至るおそれがある、屋内やガレージ等の部分的に囲まれた区域では絶対に使用しない。」旨、記載されている。</p>	
48	A201500568 平成27年11月21日(埼玉県) 平成27年12月11日	ろうそく(芳香用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ガラス製容器にろうそくが入った当該製品を使用中に、火災が発生したが、使用者は別室にいた。 ○当該製品の破断の起点と推測される部分は、製品の底面外側(ろうの接しない側)であった。 ○使用中の当該製品のろうの中に異物が混入したか否かについては不明であった。 ○同等品30個のうち、1個のろうの中に異物の混入が認められたが、燃焼状況に異常は認められず、他の同等品も含め、通常使用において異常燃焼は認められなかった。 ○異物の混入を模して容器の中にティッシュを入れた燃焼では、燃焼炎が拡大し継続的な異常燃焼(液面燃焼と推定)が認められたが、異常燃焼のまま鎮火に至り、破断や破損は認められなかった。 ○同等品の試験からは、当該製品の破断原因を特定するまでには至らなかった。 ●事故発生時の当該製品の燃焼状況及び周辺の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品及び同等品に事故に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
49	A201500582 平成27年12月4日(群馬県) 平成27年12月15日	発電機(携帯型)	(CO中毒、死亡1名) 物置小屋で当該製品を使用 していたところ、一酸化炭素 中毒で1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、換気設備のない物置小屋内(およその体積7~10m³)で使用されていた。 ○当該製品は正常に作動し、排気ガスの臭い、色等に異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められず、十分な換気がない屋内で当該製品を使用したため、排気ガスにより屋内の一酸化炭素濃度が上昇し、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。 <p>なお、本体及び取扱説明書には、「排気ガス中毒のおそれがあるため、屋内など換気の悪い場所で使用しない。」旨、記載されている。</p>	
50	A201500583 平成27年12月3日(神奈川県) 平成27年12月15日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、周辺を 焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、やかんでお湯を沸かすため、左側IHヒーターに通電して数分間その場を離れたところ、右側IHヒーター上の天ぷら鍋に残存していた少量の食用油が炎上していた。 ○当該製品の外観及び内部に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の調理機能、加熱機能及び温度過昇防止、空だき防止機能に異常は認められなかった。 ○左側IHヒーターと右側IHヒーターのつまみは、操作部の左右両端に離れて配置され、IHヒーターへの通電は、つまみを押し込むだけでなく、押し込んだ後につまみを回す動作が必要であった。 ○事故発生時、左側IHヒーターに通電された(やかんでお湯が沸いていた)かは不明であった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、使用時に右側IHヒーターが通電され、天ぷら鍋の油が過熱し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
51	A201500585 平成27年10月30日(神奈川県) 平成27年12月15日	圧力鍋	(重傷1名) 当該製品で調理中、取っ てを触ったところ、内容物が身 体にかかり火傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、安全弁(ロックピン)が上がり圧力調整装置から蒸気が出るまで5分程加熱した後、火を止めて蒸らしたが、10分程待ってもロックピンが下がらないので開閉ボタンや取っ手を軽く触って蓋を下方向から見上げるように屈んで覗き込んだところ、火傷を負ったが、事故発生時の状況は覚えていないとのこと。 ○当該製品の本体取っ手裏面に亀裂及び焼け膨れが、蓋取っ手裏のロックレバー表面が溶けていることが認められ、補助取っ手は付いていない状態であった。 ○事故発生後に当該製品内部が洗浄されたことから、事故発生時に圧力調整装置及びロックピン内部に汚れによる詰まりがあったかどうかは確認できなかった。 ○当該製品の本体及び蓋に変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品の蓋の開閉及び脱着について、不具合は認められなかった。 ○当該製品で再現試験を行ったところ、正常に使用することができ、蓋と本体が完全に嵌合された状態では、加圧中に蓋が外れる、または内容物が飛散するなどの現象は認められなかった。 ●当該製品の事故状況が再現できず、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に繋がる異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、当該製品は、SG基準に適合している。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A201500613 平成27年12月16日(東京都) 平成27年12月25日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は樹脂製の外郭が焼失し、金属製の外郭は背面下部と底面の焼損が著しかった。 ○当該製品の電源コードの片極が断線し、断線箇所にも溶融痕が認められたが、二次痕であった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
53	A201500619 平成27年12月18日(三重県) 平成27年12月28日	電気ポンプ	(死亡1名) 施設で当該製品を使用して浴槽からお湯を排水中、感電し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は本体を水中に沈めて使用する水中ポンプで、使用者は湯が入った浴槽内に脚部まで浸かった状態で、通電した当該製品を浴槽に沈めて排水を行った。 ○当該製品の電源コードは、浴場の窓越しに屋外コンセントに接続していたが、コードの長さがぎりぎりであり、コード保持金具もハンドルから外されていたため、本体側プロテクター部でコードに横向きに力が加わり、コードの被覆に亀裂が生じて芯線が露出していた。 ○電源プラグは接地極付の3極プラグであったが、接地極を除去する改造が行われていた。 ○当該製品を接続していた屋外コンセントは、接地用端子がアースされておらず、漏電遮断器も設置していなかった。 ●当該製品は、電源コードに引っ張り等の強い外力を加えたことで、本体根元部分のコード被覆に亀裂が生じたため、使用者が浴槽内での排水作業のために当該製品を浴槽に沈めた際、漏電が発生し感電したものと推定される。また、接続していたコンセントにアースがなく、漏電遮断器を設置していなかったことも、事故発生に影響したものと推定される。 なお、電源コードは電気用品取締法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「ポンプ専用の漏電遮断器及び過電流保護装置を必ず取り付けろ。」「人の入っている所では絶対にポンプを始動しない。」「キャプタイヤケーブルや電源プラグが傷んだときは使用しない。」旨、記載されている。 	
54	A201500628 平成27年12月24日(神奈川県) 平成27年12月28日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、パワーコンディショナと屋根上の太陽電池モジュールの中間位置にあるケーブル及び周辺の壁が焼損していた。 ○焼損していた中間位置のプラス線側ケーブルは、防水コネクターで途中接続された箇所、メスコネクターは焼失しており、ケーブル芯線の端部に溶融痕が認められた。また、接続されていたオスコネクターの接続端子先端に溶融が認められた。 ○隣接するマイナス線側ケーブルは、プラス線側ケーブルの焼損箇所と同位置でケーブルが焼損、芯線が断線して、断線部に溶融痕が認められた。 ○焼損したコネクターは、当該製品に施工時に取り付けられたものと判断した。 ○当該製品は、事業者の電気工事研修を修了した施工ID取得者が施工をしていた。 ●当該製品は、施工時に取り付けられたコネクターの接続不良により、内部に水が浸入し端子が腐食したため、接触抵抗が増大して異常発熱し、出火したものと推定される。 	
55	A201500656 平成27年12月26日(福岡県) 平成28年1月13日	空気清浄機	(火災) 店舗で当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○社告の原因となった対向極板は既に改良後の部品であり、事故品はリコール対応済み(修理済み)であり、対向極板から出火した痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターから出る内部配線に断線や溶融痕等はなく、内部の制御基板にも焼損等の異常は認められなかった。 ○焼損が著しいことから、電源基板の一部が確認できなかったが、内部配線や接続部に断線や溶融痕等の異常はみられず、電源基板の電流ヒューズ(5A)は溶断していなかった。 ○当該製品の電源プラグが接続されていたとみられる延長コードのタップ部は、著しく焼損し刃受金具も溶融欠損しており、タップの内部から出火した痕跡が認められた。 ●当該製品の残存した部品に出火の痕跡は認められないことから、近くに置かれていた延長コードのタップ内部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201500672(延長コード)と同一事故
56	A201500661 平成27年12月27日(愛知県) 平成28年1月14日	ユニットバス	(重傷1名) 当該製品の浴槽の縁に乗って天井を清掃していたところ、転倒し、胸部を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、入浴中に素足で浴槽の縁に乗って天井を掃除している際に、足を滑らせて転倒した。 ○当該製品の浴槽に、破損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の浴槽は不飽和ポリエステル(FRP)製で、浴槽素材として一般的な他の材質と比較して、滑りやすいものではなかった。 ●当該製品の濡れた浴槽の縁に素足で乗って天井を掃除していたため、バランスを崩して足を滑らせ、転倒に至ったものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「浴槽の上に乗って掃除や電球交換をしない。不安定な作業になり、転倒してケガをする恐れがある。」旨、記載されている。 	
57	A201500666 平成27年12月16日(長崎県) 平成28年1月15日	電気冷蔵庫	(火災) 工場で当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は工場接着剤の保管用として使用され、引火性が高く、揮発性の高い接着剤が保管されていた。 ○当該製品は、防爆構造を有する薬品専用の保管庫ではなく、家庭用の冷蔵庫であった。 ○当該製品の電気部品に異常は認められず、正常に運転した。 ●当該製品の庫内に保管していた引火性が高く、揮発性の高い接着剤が僅かに漏れ、当該製品のサーモスタットの接点で生ずる火花等に引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「引火しやすいものは入れない。爆発する危険がある。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
58	A201500675 平成28年1月1日(京都府) 平成28年1月19日	電気冷蔵庫	(火災) 寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○天板の右半分が焼け抜け、庫内の樹脂部品はほとんど焼失していた。 ○電源プラグ及び電源コードは、一部絶縁被覆が焼損していたが、断線や溶融痕等の異常は認められなかった。 ○内部配線の絶縁被覆は、ほとんど焼失していたが、断線や溶融痕等の異常は認められなかった。 ○その他内部の電気部品は全て残存しており、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
59	A201500676 平成27年12月12日(千葉県) 平成28年1月19日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品で下り坂を走行中に段差を乗り越えたところ、後輪がロックし、制御不能となって転倒した。 ○事故現場には、小さな段差はあったが、車体に強い衝撃を与えるような段差は認められなかった。 ○当該製品の後輪泥よけは、先端が後輪タイヤに刺さり、タイヤの回転方向に大きくめくれ上がっていた。また、タイヤはチューブが損傷してパンクしていた。 ○後輪泥よけの車体との固定に緩みや外れはなかった。 ○後輪泥よけと車軸を繋ぐ部品(泥よけステー)が大きく変形していたが、車軸とステアの固定に緩みはなかった。 ○当該製品の後輪タイヤと泥よけに、事故以前からの定常的な接触痕はなかった。 ○同等品を用いて、泥よけ先端にタイヤ表面に向かって押し力を加える試験や、段差等を設けた走行試験を実施したが、泥よけがタイヤに接触することはなかった。 ○当該製品の後輪泥よけの未破損部を使って強度試験を行ったところ、当該製品の泥よけは、同等品よりもたわみ難かった。 ●後輪の泥よけがタイヤに刺さった経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の泥よけや泥よけステーの固定に異常がなく、泥よけの強度にも問題が認められないことから、外的な要因によって泥よけ先端がタイヤ表面近くに動かされていたために、泥よけ先端がタイヤ表面に接触し、巻き込まれて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
60	A201500682 平成28年1月20日(青森県) 平成28年1月21日	除雪機(歩行型)	(重傷1名) 使用者(60歳代)が当該製品を使用中、排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が除雪作業中、排雪口に詰まった雪を取り除くため、排雪口内に右手を入れたところ、右手の中指、薬指、及び小指を骨折した。 ○事故発生当時、当該製品のオーガ(回転刃)クラッチ及び走行クラッチは切られていた。 ○使用者は附属の棒を使用せず、排雪口に詰まった雪を右手で取り除こうとした。 ●当該製品で除雪作業中、使用者が排雪口に詰まった雪を取り除く際、附属の棒を使用せず、手で取り除こうとしたため、情性で回転していた排雪口内のブロワ(羽根車)に指が接触し、右手指を骨折したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「排雪口の雪詰まりを取り除くときは、附属の棒を使用し、絶対に手を入れない。」旨、記載されており、本体には「排雪口に手を入れない。」旨の絵表示が記載されている。 	
61	A201500692 平成27年8月7日(埼玉県) 平成28年1月22日	衣類(Tシャツ)	(火災、重傷1名) 当該製品を着用してガスこんろを使用していたところ、当該製品に着火し、火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、綿100%の半袖Tシャツで、裾や襟部がゆったりとしたデザインであった。 ○当該製品の燃焼性に異常は認められなかった。 ○縫付ラベルには、「火気に近づくと着火することがある。」旨、記載されている。 ●当該製品の燃焼性に異常は認められなかったことから、使用中のガスこんろに近づいた際に、こんろの炎が裾等に着火したものと推定される。 	
62	A201500693 平成28年1月3日(神奈川県) 平成28年1月22日	エアコン	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭が著しく焼損していた。 ○電源コード、電源プラグに出火した痕跡は認められなかった。 ○水平用のスイングモーター(DC12V駆動)は未回収で確認出来なかったが、残存する接続ハーネスには出火の痕跡が認められなかった。 ○当該製品はマルチタップを介し使用されていたが、マルチタップは確認できなかった。 ○他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・A201500671(電気冷蔵庫)と同一事故 ・使用期間:不明(製造時期から9年~9年11か月と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
63	A201500694 平成28年1月21日(長野県) 平成28年1月25日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下の敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認された。	<p>○事故発生日、事故現場である坂道の路面は鏡面状に凍結しており、非常に滑りやすい状況であった。</p> <p>○隣家前の道路の脇の雪溜まりでエンジンがかかった状態で止まっている無人の当該製品が発見された。</p> <p>○当該製品のデッドマンクラッチレバーは、絶縁テープを巻き付けて本体のハンドルに固定しており、安全装置として機能しない状態であった。</p> <p>○絶縁テープを取り除き、運転状態でデッドマンクラッチレバーを離すと、当該製品は完全に停止した。</p> <p>○デッドマンクラッチレバーに巻き付けられていた絶縁テープ以外に当該製品に異常は認められず、セーフティーレバー、緊急停止ボタンも正常に機能した。</p> <p>○当該製品の各レバー位置について、オーガは作動、ギヤは後進、エンジンは作動の位置であった。</p> <p>●使用者は、当該製品のデッドマンクラッチレバーを絶縁テープで本体のハンドルに固定して使用していたために、使用者が転倒した際、当該機器が停止せず、事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「デッドマンクラッチレバーを紐などで固定しない。安全装置が作動しなくなる。」旨、記載されている。</p>	
64	A201500695 平成28年1月21日(長野県) 平成28年1月25日	除雪機(歩行型)	(重傷1名) 使用者(50歳代)が当該製品を使用中、投雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、手を負傷した。	<p>○当該製品は、オーガ(回転刃)で地面に積もった雪を掻き取り、ブロワ(羽根車)で飛ばした雪をブロワからシュートへとつながる投雪口を通してシュート部から排雪する歩行型の除雪機である。</p> <p>○使用者は、当該製品のエンジンを停止せずにブロワが回転している状態でシュート部に詰まった雪を雪かき棒を使わず右手で除去していたところ負傷した。</p> <p>○使用者は、転倒した際などにスイッチが抜けてエンジンが停止する引抜き式セーフティスイッチの紐を身体に装着していなかった。</p> <p>○当該製品の各安全装置を含む動作状況に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品には異常が認められないことから、使用者が当該製品のエンジンを停止せずシュート部に詰まった雪を手で除去していたため、シュートからブロワにつながる投雪口に入れた右手が回転しているブロワに接触して、事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及び本体表示には、「シュートやオーガに詰まった雪を取り除く時は、必ずエンジンを停止してから付属の雪かき棒で行う。巻き込まれて、ケガをするおそれがある。」旨、取扱説明書には「安全のために、引抜き式セーフティスイッチの紐端末は必ず身体に結ぶ。」旨、記載されている。</p>	
65	A201500696 平成28年1月12日(愛知県) 平成28年1月25日	布団乾燥機	(火災) 当該製品をコンセントに接続して使用していたところ、当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は電源プラグ栓刃片側の根元の樹脂が焼損していたが、本体に異常は認められず、電源プラグを交換すると正常に動作した。</p> <p>○電源プラグは栓刃とコードを接続するカシメ部で芯線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○電源プラグ側コードプロテクター部で、電源コードに擦れ跡が認められた。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源プラグ内で電源コードの断線が認められたことから、電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードの芯線が断線し、局部的に異常発熱し焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
66	A201500710 平成28年1月18日(茨城県) 平成28年1月28日	エアコン(室外機)	(火災) 施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<p>○当該製品は正面から見て右側の焼損が著しかった。</p> <p>○本体右側の閉鎖弁カバーは、ねじ止めではなくゴムテープで留められていた。</p> <p>○本体内右側の制御基板は焼損が著しく、電源入力部は欠損していた。</p> <p>○電源端子台と制御基板間の配線が欠損しており、端子台に接続するファストン端子及び配線に溶融痕が認められた。</p> <p>●当該製品の閉鎖弁カバーの取付不良により隙間が生じていたため、本体内に雨水が浸入し、制御基板の電源入力部間でトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:18年
67	A201500718 平成28年1月10日(大阪府) 平成28年2月1日	延長コード	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は台所の流し台直近で使用されており、表面に液体の付着が認められた。</p> <p>○当該製品は4口タップのうち、プロテクターと反対側端面にあるタップ部が焼損して、外郭ケースの裏面が溶融して穴が空いていた。</p> <p>○外郭ケース内部は表面側、裏面側ともに焼損タップ周辺が黒く焼損し、表面の外側には液体の付着が認められた。</p> <p>○焼損タップ部の固定接点側電極板は先端が溶融し、刃受側電極板は刃受の根元部が溶融、焼失してそこから先端が溶断分離し、根元部近くの電極板に溶融が認められた。また、刃受側電極板の刃受部と異種のS字型刃受金具はS字部から先の可動接片側が溶融し焼失していた。</p> <p>●当該製品は流し台の直近で使用されており、表面に液体の付着が認められたことから、スイッチケース内に液体が浸入してトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書に「水のかかりやすい場所(風呂場、台所、観賞魚水槽など)や結露が生じやすい場所では使用しない。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
68	A201500720 平成27年12月26日(京都府) 平成28年2月1日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品をはしごとして使用中、転落し、負傷した。	<p>○使用者は、当該製品をはしご状態にして、部屋の中で壁に立てかけて昇っていたが、設置状況の詳細は確認できなかった。</p> <p>○当該製品は、左右支柱の下から4段目の踏さみ取付部で、支柱下側が昇降面方向に曲がるように破損していた。なお、他の部分に変形や破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○支柱の破損部には、過大な力が加わって破損したことを示す、伸び及びしわが認められた。</p> <p>○破損した支柱の寸法及び硬さに、異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、当該製品は、JIS S 1121「アルミニウム合金製脚立及びはしご」及びSG CP5A 0015「住宅用金属脚立」に適合していた。</p>	
69	A201500727 平成28年1月1日(福井県) 平成28年2月4日	浴室用混合栓	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品のハンドルが破損して湯が噴出し、火傷を負った。	<p>○当該製品は、使用開始から約15年が経過しており、ハンドル内部のパッキンが変形し、湯側ハンドルのパッキンには亀裂が認められた。</p> <p>○当該製品の湯側ハンドルは、スピンドルから手前(ハンドル)の部品が外れていた。</p> <p>○事故発生前から、湯側ハンドルのぐらつき及び吐出時の湯漏れがあったため、施工業者に修理を依頼したものの、完全に修理されない状態であった。</p> <p>○その他の部品に、損傷、変形等の異常は認められず、パッキンにグリスを塗布して当該製品を組み直したところ、ハンドルのぐらつき、湯漏れ等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、長期使用(約15年)により、湯側ハンドル内部のパッキンが劣化して湯漏れが生じ、施工業者による修理が不十分な状態での継続使用に伴ってスピンドルを固定するねじが徐々に緩んで外れ、事故に至ったものと推定される。</p>	
70	A201500730 平成28年1月20日(大阪府) 平成28年2月4日	電気ミニマット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は当該製品を就寝時に電気毛布代わりに使用していた。</p> <p>○当該製品は外観上、本体表面、電源スイッチ部、電源コード、及び電源プラグに異常は認められなかったが、本体裏面が焼損して穴が空き、ヒーター線が露出していた。</p> <p>○本体内部では裏面材のウレタンに焼損が認められ、本体表面材に接着固定されていたヒーター線が剥離して重なり合っている箇所があり、ヒーター線の被覆に焼けが認められたが、断線は認められなかった。また、ヒーター線の重なりが認められない箇所でもヒーター線の剥離が認められた。</p> <p>○電源スイッチ内部に異常は認められず、2個のサーモスタットは導通があり、異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品を就寝時の暖房器具として使用していたため、寝返り等による過度の屈曲により、ヒーター線がずれて重なるなどして部分的に過熱し、焼損に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「電気あんか等就寝用暖房器として使用しない。」旨、記載されている。</p>	
71	A201500733 平成28年1月25日(茨城県) 平成28年2月5日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は店舗のカウンターテーブル下の段ボール箱の中に他社製の光回線終端装置と一緒にに入れて使用していた。</p> <p>○当該製品の外郭は著しく焼損していたが、内部基板上の部品は大部分が残存し、基板上の銅箔も正常であり、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○ACアダプターは焼損しておらず、正常に作動することを確認した。</p> <p>○ACアダプターのDCコードが焼損していたが、溶融痕は認められなかった。</p> <p>○焼残物の中から、当該製品及びルーターのいずれにも使用されていない電源プラグ付コード及びボタン電池が確認された。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	A201500729(ルーター(パソコン周辺機器))と同一事故
72	A201500734 平成28年1月24日(新潟県) 平成28年2月5日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、死亡が確認された。	<p>○使用者が当該製品で除雪作業中、緩やかな下り傾斜でバックしようとしたところ左足が引掛かり、当該製品の下敷きになっているところを近所の人に発見された。</p> <p>○発見時には、エンジンがかかっていた。</p> <p>○操作側下部に設置されているセーフティーレバー(安全装置)は、後進中に万が一滑って転倒する等緊急時に走行クラッチと連動して走行を停止するものであるが、走行クラッチ側の連結部品(ストッパーピン)が正規品ではない短いボルトに付け替えられていたため作動せず、整備不良状態であった。</p> <p>○使用者は、セーフティーレバーが正常に作動しないことを事故の起きる約1年前から認識していた。</p> <p>○メインスイッチ、走行クラッチレバー、オーガクラッチレバー、サイドクラッチレバー、変速レバー等は正常に作動し、異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品で後進時に使用者がつまずいた際、走行を停止させるセーフティーレバーが整備不良により作動せず、当該製品が後進し続けたために当該製品の下に巻き込まれ、事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、本体表示には、「走行前に走行クラッチの作動確認をする。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
73	A201500736 平成28年1月12日(北海道) 平成28年2月8日	換気扇	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、屋内設置用給気用換気扇であるが、くみ取り式トイレ槽の臭気除去用として、臭突用パイプ先端の雨水の掛かる屋外壁面に設置されていた。 ○当該製品の屋外側のモーターカバーに著しい腐食が認められた。 ○電源端子台は、基板部品が焼失し、端子台内部の金属が溶融していた。 ○隣接して屋内設置されているパイプ用ファンには腐食がほとんど認められなかった。 ●当該製品は屋内設置用であるが、くみ取り式トイレ槽の臭突用として雨水の掛かる屋外壁面に設置していたため、内部に水分が浸入し、電源線接続部でトラッキング現象を生じ、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「給気ユニット、居室用」、「水をかけない。ショートのおそれがある。」旨、記載されている。</p>	・使用期間:約17年
74	A201500745 平成28年1月26日(青森県) 平成28年2月9日	電気湯沸器	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○電源プラグは、コードプロテクター端部で電源コードの片側の芯線が断線し、栓刃と芯線が電源プラグから外れていた。 ○芯線の断線部はよじれた状態で、芯線の先端に溶融痕が確認された。 ○断線していない側の電源コードは、コードプロテクター端部付近で芯線が折れ曲がり、素線の一部が断線していた。 ○当該製品の本体は、別の電源コードで使用したところ、正常に作動した。 ●当該製品の電源プラグのコードプロテクター端部に引っ張りや屈曲などの過度のストレスが繰り返し加わったことにより、芯線が断線し、スパークが生じて電源コードの被覆の一部が焼損したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「コード、プラグは無理に曲げたりしない。」旨、記載されている。</p>	
75	A201500751 平成28年1月29日(愛知県) 平成28年2月10日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は事故時使用していなかった。 ○当該製品は上面側の焼損が著しく、ふたは焼失していた。 ○電源プラグに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは断線しておりコードの中間部が確認できなかったが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○本体下部の洗濯モーター、トルクモーター、運転用コンデンサー及び内部配線は焼損していなかった。 ○本体上部の給水弁用ソレノイド、ふたロック用ソレノイド、ふたスイッチ及びふたロックスイッチに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○本体上部の電源基板は一部が焼損していたが、電流ヒューズは溶断しておらず、基板上の銅箔パターンや実装部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードの一部が確認できず、事故原因の特定には至らなかったが、未確認箇所はコードの中間部であり、通常使用において外力が加わる箇所ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、当該製品の電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合している。</p>	・使用期間:不明(製造時期から12年と推定)
76	A201500752 平成28年1月26日(北海道) 平成28年2月10日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生当時、当該製品に接続されていた電気製品は使用していなかった。 ○当該製品は、タップ内部の電極板が異極間で溶融していた。 ○当該製品のタップ内部から尿の成分が検出された。 ○取扱説明書には、「水のかかるところでは使わない。」旨、記載されていた。 ●当該製品のタップ部に液体が浸入したため、製品内部でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
77	A201500760 平成28年1月12日(兵庫県) 平成28年2月15日	運動器具(エクササイズ用)	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、背中を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は左右のアームを背中を押すなどして、腹筋等のエクササイズができる器具であった。 ○使用者は当該製品を使用後、痛みを感じて受診した結果、胸椎を圧迫骨折していた。 ○当該製品に破損や変形等の異常は認められず、アーム左右の負荷バランスにも差異は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に破損等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
78	A201500768 平成28年2月5日(群馬県) 平成28年2月16日	プラズマテレビ	(火災) 当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、延長コード(3口)に他社製の変換プラグを使用して接続されていた。 ○当該製品の電源プラグの樹脂が溶融、変形し、片側の栓刃に放電痕が認められたが、栓刃に変形は認められなかった。 ○変換アダプターの栓刃には放電痕と変形が認められ、栓刃面及び刃受面の樹脂に溶融が認められた。 ○電源プラグ内の電源コードと栓刃の接続に異常は認められなかった。また、変換アダプターのカシメ部に異常は認められなかった。 ○当該製品を接続していた延長コードの差込口が著しく焼損していた。 ●当該製品の電源プラグに接続していた変換アダプターの栓刃に変形が認められたことから、延長コードの刃受金具と変換アダプターの栓刃間で接触不良を生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「傷んだプラグ、緩んだコンセントは使用しない。」旨、記載されている。</p>	A201500775(延長コード)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
79	A201500775 平成28年2月5日(群馬県) 平成28年2月18日	延長コード	(火災) 当該製品にプラズマテレビを含む複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は3口のスイッチ付き延長コードであり、事故発生当時、プラズマテレビの変換アダプター及びゲーム機の電源プラグが接続されていた。 ○プラズマテレビの変換アダプター及びゲーム機の電源プラグが接続されていた差込口は、差込口の片側が焼損し、刃受金具に開きが認められた。 ○プラズマテレビの変換アダプターが接続されていた差込口の刃受金具に荒れと摩耗が認められた。 ○プラズマテレビの電源プラグに接続されていた変換アダプターの栓刃に放電痕と変形が認められた。 ●当該製品の差込口に接続されていた変換アダプターの栓刃に変形が認められたことから、刃受金具と栓刃間で接触不良を生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「栓刃の変形した電源プラグを使用しない。」旨、記載されている。	A201500768(プラズマテレビ)と同一事故
80	A201500781 平成28年2月8日(大阪府) 平成28年2月19日	ポータブルトイレ	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品の肘掛けに手を掛けたところ、転倒し、右脚を負傷した。	○使用者は、ベッドから当該製品に移乗するため、当該製品の肘掛けに手を掛けて荷重をかけた際に当該製品と一緒に転倒したが、転倒状況等の詳細は確認できなかった。 ○当該製品に破損や変形はなく、がたつきも認められなかった。 ○当該製品の本体表示には、「移乗の際は肘掛けや背もたれを手すり代わりに使用しない。転倒し、ケガをするおそれがある。」旨、記載されていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、移乗する際に当該製品の肘掛けに荷重をかけるなどしてバランスを崩し、転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
81	A201500783 平成28年1月29日(宮城県) 平成28年2月19日	電気こんろ	(火災) 当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は揚げ物調理中、その場を離れていた。 ○煙に気づき確認したところ、鍋から炎があがっていた。 ○当該製品は焼損していなかった。 ○事故発生当時、直径22cmの平底鍋(ステンレス製)を使用しており、高さ約3cmの位置まで調理油が入っていた。 ●当該製品で調理油を加熱中、その場を離れた際に油が過熱し、発火したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体(天板)に「揚げ物調理中はそばを離れない。」旨、記載されている。	
82	A201500785 平成28年2月7日(岩手県) 平成28年2月22日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用中、当該製品と小屋の柵に挟まれ、病院に搬送後、死亡が確認された。	○使用者は除雪作業後、当該製品を保管場所に収納するため、前後進を繰り返しながら方向を変えている際、当該製品と使用者の背面の横に張り出した鉄パイプとの間に挟まれた。 ○事故発生当時、使用者は走行クラッチレバーの上に覆い被さるような姿勢で当該製品と鉄パイプとの間に挟まれ、足が地面から浮いた状態で発見された。また、当該製品はエンジンが稼働した状態で、走行部は後進の状態でも空回りしていた。 ○当該製品は後進時の安全装置として、緊急停止バーが操作側の上部と下部に装備されているが、上部の緊急停止バーは内側に大きく変形していた。 ○上部及び下部の緊急停止バーの動作確認を行ったところ、走行クラッチレバーが「切」に入り、正常に作動した。 ●当該製品で後進中、使用者が走行クラッチレバーの上に覆いかぶさる状態で背面の鉄パイプとの間に挟まれたため、上部の緊急停止バーが押されても使用者の体で走行クラッチレバーが「入」の位置に固定されていたため走行クラッチレバーが「切」に移動せず、その状態で当該製品が後進を継続したことにより、上部の緊急停止バーを変形させながら使用者を圧迫したものと推定される。 なお、取扱説明書には後進時の注意事項として、「後進時には足下と後方を確認のうえ、十分注意し、走行スピードを落とし、運転する。」旨、記載されている。	
83	A201500798 平成28年2月13日(大分県) 平成28年2月24日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、内部の基板が焼損していた。 ○基板には外郭の天板通気口から流れ落ちたと考えられる鳥の糞尿が付着していた。 ○当該製品はマンション階段室壁面に設置しており、屋根と壁に囲まれているが、廊下側が開放状態になっていた。 ●当該製品の内部に鳥の糞尿が浸入したため、基板に糞尿が付着して火花が発生し、トラッキング現象により基板が焼損したものと推定される。 なお、当該製品は屋内設置専用の機器であり、施工、保守マニュアルには、「屋外に取り付けない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
84	A201500801 平成28年1月20日(群馬県) 平成28年2月26日	延長コード	(火災) 当該製品に延長コードを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は使用中の電気こたつの脚下に敷かれた敷布及び敷布団とカーペットの間に挟まれた状態で使用されていた。 ○使用者は、当該製品に同型式の延長コードを延長接続し、先端の延長コードに電気こたつ(定格消費電力不明)及び電気ストーブ(定格消費電力1000W)を接続していた。 ○事故発生当時、電気こたつ及び電気ストーブを同時に使用しており、電気ストーブの出力を弱から強に切り替えた際、当該製品のタップ部から出火した。 ○当該製品のタップ部本体は著しく溶融、変形しており、コードプロテクター部分に焼損が認められた。 ○コードプロテクター内部の芯線が短絡していた。 ○当該製品の刃受金具は変色していたが、変形等は認められず、電源コードとの接続部にも異常は認められなかった。 ●当該製品の放熱が妨げられる状況で使用したことにより、電源コードの被覆が軟化して芯線が短絡し、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、当該製品は電気用品取締法の技術基準に適合している。</p>	
85	A201500802 平成28年2月17日(岐阜県) 平成28年2月26日	電気温風機	(火災) ビニールハウスで当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は焼失していた。 ○当該製品の電源プラグ、電源スイッチ、転倒時オフスイッチ、ファンモーター、温度調節用サーモスタット及び過熱防止用サーモスタットに、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品はビニールハウス内の温度調節のため、サーモスタットのコードを電源プラグのポッチ穴にねじり接続する改造がされており、当該コードに断線、溶融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
86	A201500809 平成28年2月13日(大阪府) 平成28年3月1日	電気ミニマット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品を就寝時の暖房器具として使用しており、事故発生当時、ベッドと壁面の隙間に挟まり、折れ曲がった状態であった。 ○当該製品は本体部分の約半分が焼損していた。 ○ヒーター線は本体から完全にはく離れた状態であり、焼損の著しい箇所ヒーター線同士が重なっていた。 ○焼損部のヒーター線は、被覆が焼損し線材が露出していたが、溶融痕は認められなかった。 ○残存するヒーター線の被覆及びマット内面のクッション材表面に接着材が付着しており、マット内面のクッション材はヒーター線の接着箇所のみ破れた状態であった。 ○残存していたマットの内面には、ヒーター線がずれていた痕跡が複数箇所に認められ、ヒーター線が近接していたと考えられる箇所に変色が認められた。 ○サーモスタット接点に溶着した痕跡は認められず、温度ヒューズは溶断していた。 ○電源コード及びコントローラー部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を就寝時の暖房器具として使用していたため、寝返り等による過度の屈曲により、ヒーター線がずれて重なるなどして部分的に過熱し、焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、本体及び取扱説明書には、「本体を折り曲げたり、シワの寄った状態で使用しない。」「就寝用暖房器具として使用しない。」旨、記載されている。</p>	
87	A201500810 平成28年2月14日(大阪府) 平成28年3月1日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○転倒した際の詳細状況については確認できなかった。 ○当該製品は、前かご前面、右ペダル及びディレーラガードに擦り傷が認められるが、フレームや車輪に変形や破損等の異常は認められなかった。 ○走行試験の結果、ハンドルのぐらつき等の異常は認められず、ブレーキ操作やギヤ変速操作は正常に行うことができた。 ●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、当該製品は、一般社団法人自転車協会の自転車安全基準(BAA)に適合している。</p>	
88	A201500816 平成28年1月22日(千葉県) 平成28年3月3日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源コードは、電源プラグのコードプロテクター端部付近で断線しており、コードプロテクター樹脂は、内部及び端部で溶融が認められた。 ○電源コードの本体側断線部の芯線にほどけや屈曲等の繰り返し応力が加わった痕跡及び溶融が認められたが、断線部以外に異常は認められなかった。 ○本体の電気部品にススの付着及び焼損は認められず、本体内部からの出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグのコードプロテクター内部に残存した電源コードの芯線は、コードプロテクター端部から1cm程内部で溶融していた。 ●当該製品は過度な応力が繰り返し電源プラグに加わったため、コードプロテクター端部で芯線が断線し、スパークが発生して焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、当該製品の電源コード及び電源プラグは、電気用品安全法の技術基準を満足しており、取扱説明書には「ショートし発火に至るため、電源プラグを引き抜く際は、電源コードを持たずに、必ず電源プラグを持って引き抜く。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
89	A201500818 平成28年2月15日(石川県) 平成28年3月3日	コンセント	(火災) 当該製品に除湿乾燥機を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、表面の一部が焼損していたものの、刃受金具等の製品内部に、焼損、発熱痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品に火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500817(除湿乾燥機)と同一事故
90	A201500820 平成28年2月21日(富山県) 平成28年3月4日	電気温風機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードは、本体からの口出し部外側で、使用者によって他の電源線と手より接続によって交換されていた。 ○手より接続部分付近に溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を改造し、電源線を手より接続していたため、手より接続部で接触不良による異常発熱が発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「修理は絶対に行わない。」旨、記載されている。	
91	A201500825 平成28年2月16日(神奈川県) 平成28年3月7日	延長コード	(火災) 店舗で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の可動式差込プラグは、片極の栓刃可動部の焼損が著しく、固定用リベットが外れていた。 ○焼損側の栓刃に変形が認められた。 ○コードカシメ部に断線、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○コンセントはケースの表面側から焼損した様相を呈していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の差込プラグに強い外力が加わったため、栓刃可動部に緩みが生じ、接触不良により異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500826(コンセント)と同一事故
92	A201500826 平成28年2月16日(神奈川県) 平成28年3月7日	コンセント	(火災) 店舗で当該製品に延長コードを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2口のコンセントで、下側の接地極側の焼損が著しかった。 ○当該製品と屋内配線を接続する連結端子部に、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の刃受金具に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続していた延長コードの可動式差込プラグの固定部に、異常発熱の痕跡が認められた。 ●当該製品に火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500825(延長コード)と同一事故
93	A201500829 平成27年2月5日(岡山県) 平成28年3月8日	衣類(ジャケット)	(火災、重傷1名) 当該製品を着用してガスコンロを使用していたところ、当該製品に着火し、火傷を負った。	○事故発生当時、使用者は当該製品及び当該製品の下にTシャツを着用し、ガスコンロで湯を沸かしていた。 ○鍋が空だき状態になったため、水を入れようとしたところ、当該製品に着火した。 ○当該製品は、左袖が肘付近から肩にかけて焼損して身頃から分離しており、後身頃は肩部分を含め残っていたが、前身頃は左胸の部分が中央のファスナー付近まで焼損していた。 ○当該製品は表面フラッシュ試験(JIS L 1917)及び可燃性試験(米国衣料用生地燃焼性基準)において問題は認められなかった。 ●事故発生当時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の可燃性に問題が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500830(衣類(Tシャツ))と同一事故
94	A201500830 平成27年2月5日(岡山県) 平成28年3月8日	衣類(Tシャツ)	(火災、重傷1名) 当該製品を着用してガスコンロを使用していたところ、当該製品に着火し、火傷を負った。	○事故発生当時、使用者は当該製品及び当該製品の上にジャケットを着用し、ガスコンロで湯を沸かしていた。 ○鍋が空だき状態になったため、水を入れようとしたところ、当該製品に着火した。 ○当該製品は、左脇から左肩にかけて焼損するとともに、前身頃、後身頃の中央付近まで焼損し、肘付近から先の袖口までは大部分が焼失していた。 ○当該製品は表面フラッシュ試験(JIS L 1917)及び可燃性試験(米国衣料用生地燃焼性基準)において問題は認められなかった。 ●事故発生当時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の可燃性に問題が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500829(衣類(ジャケット))と同一事故
95	A201500833 平成28年1月15日(福岡県) 平成28年3月8日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は、全体的に焼損していたが、樹脂製底面は焼損していなかった。 ○当該製品の電気部品に出火した痕跡は認められず、電流ヒューズは溶断していなかった。 ●当該製品に火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
96	A201500845 平成28年1月30日(神奈川県) 平成28年3月11日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生当時、使用者はIH対応ほうろ鍋を用いてアロマキャンドル製作のためロウを溶かしていた。 ○使用者は鍋に微量のロウが残った状態で、当該製品の電源を切り忘れ、その場を離れた。 ○鍋から上がっている炎に気付き、水をかけたところ、ロウが飛び散り周囲に着火した。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は原形をとどめていない状況であるが、製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を使用中、電源を切らずにその場を離れたため、鍋のロウが過熱し、発火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「調理以外の目的で使用しない。」、「調理の際は、そばを離れない。」旨、製品本体には、「調理の際は、そばを離れない」旨、記載されている。</p>	
97	A201500867 平成28年3月10日(兵庫県) 平成28年3月22日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電気プラグ部を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグは栓刃に変形が認められ、コードプロテクター部は片側に反った状態であった。 ○電源コードは、プラグ側コードプロテクターの根元で約90度捻られて、大きく曲がった状態で被覆に亀裂が生じ、芯線は両極とも断線して、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品は電源コード以外に異常は認められず、電源プラグを交換すると正常に動作した。 ●当該製品は、電源コードプロテクター部に強い捻れを生じさせるような状態で使用されたため、プロテクター内部で芯線が半断線して異常発熱し、出火したものと推定される。 <p>なお、当該製品の電源コード及び電源プラグは、JIS C3306「ビニルコード」及びJIS C8303「配線用差込接続器」の基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを引っ張らない。」、「電源コードや電源プラグが破損した場合や掃除機の一部に欠陥がある場合、掃除機を使用しない。」旨、記載されている。</p>	
98	A201500877 平成28年3月11日(岡山県) 平成28年3月25日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は観賞魚用水槽に隣接して設置されており、当該製品の直上には外付けの水槽用過装置が設置されていた。 ○当該製品はタップ部の焼損が著しく、タップ部の底面に穴が空いていた。 ○タップ部の焼損が著しい箇所電極板が溶断し、周辺に溶融した金属粒が散在していた。 ●当該製品のタップ部内部に水分が浸入したため、電極板の異極間でトラッキング現象を生じて出火したものと推定される。 	
99	A201500881 平成28年3月16日(愛知県) 平成28年3月29日	温水洗浄便座	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、樹脂部分が焼損、溶融し、便器に溶着した状態になっていたが、背面側の焼損は弱かった。 ○便座ヒーターは断線しておらず、本体と便座を繋ぐ配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○基板、貯湯タンク用ヒーター、モーター、電磁弁、電源コード及び内部配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
100	A201500882 平成28年3月11日(富山県) 平成28年3月30日	凍結防止用ヒーター(水道用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のサーモスタットは配水管に取付けられていなかった。 ○当該製品のサーモスタットは、正常に動作した。 ○当該製品のヒーター部は、配水管の保温材と部分的に溶着していた。 ○当該製品のヒーター線の先端が溶融していた。 ●当該製品はサーモスタットが配水管に取付けられていなかったために、通電時にサーモスタットが動作せず、ヒーター部が繰り返し過熱されたことにより、配水管の保温材が徐々に炭化し、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「サーモスタットを管に密着させる。」旨、記載されている。</p>	
101	A201600026 平成28年2月15日(京都府) 平成28年4月14日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の内部配線、首振りモーター及び転倒時オフスイッチに溶融痕等の出火痕跡は認められなかった。 ○当該製品は電源スイッチ部の焼損が著しく、事故時のスイッチ位置は確認できなかったが、スイッチ端子に溶着や荒れなどの出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の前方に置かれたベッドの焼損が著しく、ベッド上の布団は焼失していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	(A201500778)と同一
102	A201600033 平成28年3月28日(山梨県) 平成28年4月18日	電気ホットプレート	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、プレートを取り付ける樹脂製ガード(置台)が焼失していた。 ○プレート裏面が焼けて黒くなっていた。 ○プレートのヒーターに異常は認められなかった。 ○自動温度調節器、電源コード、及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
103	A201600046 平成28年4月17日(滋賀県) 平成28年4月28日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はバッテリー部分が大きく焼損しており、バッテリーは膨張していた。 ○当該製品の出力用シガーソケット(DC12V)には、他社製のACアダプターの充電用シガープラグが接続されていた。 ○制御基板は大半が残存しており、バッテリー側は一部焼損しているが、反対側は原形をとどめていた。 ○バッテリーを分解した結果、3本あるバッテリーの内、上側バッテリーの中央部分が大きく損傷し、多数の溶粒物が確認された。 ●当該製品の出力用シガーソケットに他社製のACアダプターを接続し、充電を行ったためにバッテリーが発熱し発火に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「付属されているAC100Vアダプター、シガーソケットDC12Vアダプター以外では充電しない。」旨、記載されている。</p>	
104	A201600051 平成28年4月13日(静岡県) 平成28年5月2日	電気炊飯器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、後部の樹脂部品や電源コードが焼損し、金属製の外枠の一部が変色していたが、その他の部分に焼損は認められなかった。 ○内部配線は背面のヒンジ部で被覆の一部が焼損していたが、溶融痕等は認められず、その他の電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードは、焼損部に断線や溶融痕は認められなかったが、電源プラグを接続していた延長コードの片極が断線し、芯線の先端に溶融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
105	A201600052 平成28年4月2日(岐阜県) 平成28年5月2日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 工事現場で当該製品を脚立として使用中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品にまたがり、電気ドリルで壁に穴開け作業をしているときに転倒した。 ○当該製品は、片側昇降面の右支柱が、最下段踏さんの取付部付近からねじれるように横から内側方向に変形しており、補助金具の取付部付近に亀裂が認められた。 ○亀裂の破面に汚れはなく、破面全体が過大な力が加わって亀裂が生じたことを示す延性破面(ディンプル)であった。 ○変形した支柱の寸法、硬さ及び材質に異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、当該製品は、JIS S 1121「アルミニウム合金製脚立及びはしご」及びSG CP5A 0015「住宅用金属製脚立」に適合していた。</p>	
106	A201600061 平成28年4月30日(大阪府) 平成28年5月10日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	(火災) 事業所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を含む太陽光発電システムにおいて当該製品の一部、他社製ジョイントボックス及びその間の同社製ケーブルが焼損していたが、それ以外の箇所に異常はなかった。 ○当該太陽光発電システムの設置は太陽光発電の売電事業者の元請け業者が施工した。 ○当該製品は焼損が著しいものの、残存している電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製ジョイントボックスの蓋の裏側等に雨水浸入や結露の痕跡が認められた。 ○他社製ジョイントボックス内のブレーカーのうち2個が著しく焼損し、固定接片及び周辺の樹脂が焼失しており、ケーブルの断線部に溶融痕が認められた。 ○ケーブルには直流360Vが印加されているが、交流200V用のブレーカーが使用されていた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品と接続している他社製ブレーカーからの出火により、当該製品に延焼したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
107	A201600066 平成28年4月13日(群馬県) 平成28年5月16日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、転倒し、右手指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○小雨の日、使用者が当該製品を履いて舗装された緩やかな下り坂を歩行中、右折した際に濡れた金属製の側溝の蓋(グレーチング)上で滑って転倒し、指を骨折した。 ○事故発生時、使用者は手に傘や荷物等は持っていなかったとの申し出内容であった。 ○当該製品に外傷等はなく、鞋底のソールの剥がれやすすり減りは認められなかった。 ○JIS T 8101:2006(安全靴)の耐滑性試験に基づき、当該製品の耐滑性を測定した結果、湿潤状態で右足が0.56、左足が0.50で、規格値の0.20以上を満たしていた。 ○当該製品、同等品、自社類似品及び他社類似品について濡れた3種類の床面(グレーチング、アスファルト、コンクリート)で、被験者6名による歩行試験を実施したところ、他社類似品の一部を除き、グレーチングで滑りやすい傾向が認められたが、当該製品は自社類似品及び他社類似品と比較しても、差異は認められなかった。 ○被験者4名で、湿潤状態の形状等が異なる4種類のグレーチングについて、歩行試験を実施したところ、2種類のグレーチングについて滑ることが確認され、特にグレーチングのマス目の長辺方向が短辺方向に比べて滑りやすいことが認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の鞋底及び耐滑性に、他社類似品との差異はなく、異常も認められないことから、使用者が雨に濡れて滑りやすくなっていた金属製の側溝の蓋の上を歩いた際に滑って転んだものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
108	A201600069 平成28年2月21日(東京都) 平成28年5月18日	靴	(重傷1名) 体育館で当該製品を履いて運動中、足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を着用し、バスケットボールをしていたところ、ゴール下でジャンプをし着地をした際にアキレス腱を断裂する怪我を負った。 ○当該製品は2016年3月より実施しているリコールの対象製品であるが、同事象である「靴の外側の縫製部の裂け」は確認できなかった。 ○当該製品は、静止時の接地範囲が他社品と同程度であり、その滑りやすさも、靴底全面及びつま先共に他社品と同程度であった。 ○滑り試験の結果、同等品の滑りやすさは、靴底全体及び靴底の前半分を接地して試験を実施した際、当該製品は、他社品と同程度であり、JIS T8101(安全靴)の安全基準値(動摩擦係数0.2以上)を満たしていた。 ●当該製品は、リコール品であるが破損等の異常はなくリコール事象が認められないこと、また、靴底の前半分を接地して実施した滑り試験が安全基準値を満たしていたことから、製品以外の要因が起因して事故に至ったと考えられる。 	
109	A201600079 平成28年3月31日(神奈川県) 平成28年5月20日	収納家具(吊り戸棚)	(重傷1名) 壁面に設置されていた当該製品が落下し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○新築時(8年9か月前)に台所の壁面に固定した当該製品(2台連結)が落下し、負傷した。 ○当該製品は、壁に板厚3mmのサスペンションレールをねじが下地まで十分達するように固定して、上部4か所(左右両端に2か所×2台)、下部両端部2か所を専用ボルトを使用してサスペンションレールに固定する吊り戸棚である。 ○当該製品が設置されていた壁は、板厚15mmの石膏ボード及び板厚10mmの合板製下地で施工されていた。 ○事故現場から、長さ25mmのねじ7本、長さ30mmのねじ1本が回収された。 ○販売時に全購入者へ配布する施工事業者用資料には、壁面へサスペンションレールを取り付けるときに使用するねじの寸法を外径4.5mm、長さ45mm程度を目安に選ぶ旨が記載されていた。 ○当該製品の施工事業者は、特定できなかった。 ●当該製品を壁面に固定するために使用するねじの長さが、施工事業者用資料に記載されていた長さよりも短いねじで施工していたために、下地に掛かる寸法が短く、十分な固定力が得られなかったことから壁面から抜け、当該製品が落下し、事故に至ったものと推定される。 	
110	A201600081 平成28年5月9日(愛知県) 平成28年5月23日	電気カーペット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を最後に使用したのは2日前で、コントローラーのスイッチはオンの状態であったが、当該製品を接続しているテーブルタップのスイッチで切っていた。 ○当該製品は角形に焼損しており、焼損方向は上に重ね敷きされた敷物から当該製品に向かっていった。 ○焼損部のヒーター線は断線していたが、欠損や溶融痕は認められなかった。 ○ヒーター線と検知線は導通状態であったが、温度ヒューズは溶断していなかった。 ○コントローラーの内部基板、電源コードに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
111	A201600082 平成28年4月3日(熊本県) 平成28年5月23日	フードミキサー(フードプロセッサー)	(火災) 当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○電源プラグ樹脂の一部が焼損していたが、電源プラグ内部に異常は認められなかった。 ○本体に焼損等の異常は認められず、通電した結果、正常に動作した。 ○電源プラグが差し込まれていたコンセントの表面の一部に焼損が認められたが、コンセント内部に異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
112	A201600108 平成28年5月(愛知県) 平成28年6月6日	電気温風機	(火災) 倉庫で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、電源プラグがコンセントに差し込まれていたが、約3か月前から使用していなかった。 ○当該製品は、本体下側が焼損し、台座部分が焼失していたが、本体下側内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、電源コードが途中から別のコードに交換されており、電源コードとの接続部付近で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードをいつ、誰が修理したかは確認できなかった。 ●詳細な使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は内部の電気部品に異常はなく、電源コードが途中で別のコードに交換されていることから、修理不良や外的ストレスにより、電源コード接続部で絶縁破壊が生じて短絡し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
113	A201600136 平成28年6月4日(大阪府) 平成28年6月20日	扇風機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はスタンドが焼失し、モーター部カバーの一部や台座の背面側が溶融していたが、電流ヒューズには導通があり、モーター、コンデンサー、台座内の制御基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは全長分の長さが確認できたが、一部を除いて著しく焼損し、機体から約6cm出た箇所を最も負荷側として複数の箇所にて断線と溶融痕が認められた。 ○当該製品の付近には事故発生日、空気清浄機と掃除機があったが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、機体外の電源コード中間部分に断線及び溶融痕が認められることから、外的要因により電源コードが断線して短絡し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:約14年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
114	A201600158 平成28年6月8日(石川県) 平成28年6月30日	延長コード	(火災) 店舗で当該製品に延長コードを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の刃受金具と、当該製品に接続されていた3口延長コードの電源プラグ栓刃が焼損していた。 ○当該製品は、刃受金具の焼損が著しく、一部を残してほとんどが焼失していた。 ○当該製品の残存している刃受金具と電源コードのカシメ状態に異常は認められなかった。 ○当該製品の残存していない刃受金具側は、カシメ部近辺で電源コードが断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品には、複数の延長コードを介して、同時使用された場合に定格を超える電気製品が接続され、定格を超える使用時期があった。 ●当該製品は、接続可能な最大電力(1500W)を超えて多数の電気製品を接続(最大約2325W)し、使用していたため、過電流により刃受金具が異常発熱して出火したものと推定される。 <p>なお、本体表示には「1500Wまで使用可能」の旨、記載されている。</p>	
115	A201600185 平成28年7月1日(静岡県) 平成28年7月12日	エアコン	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は樹脂部品のほとんどが焼損しており、外郭樹脂は溶け落ちて塊になっていた。 ○ファンモーターのコネクター部が著しく焼損しており、端子に溶融痕が認められた。 ○残存していたその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の2日前にエアコン洗浄業者が当該製品の洗浄を行っていた。 ○同時期に洗浄した別の客室に設置されたエアコンについてもファンモーターが焼損し端子に溶融痕が認められた。 ○同時期に洗浄した別の客室に設置されたエアコンのファンモーターのコネクター部から、エアコン洗浄液に含まれている成分が検出された。 ●当該製品は、エアコン洗浄業者による不適切な洗浄により洗浄液がファンモーターのコネクター部に付着し、端子間でトラッキング現象が生じたため出火に至ったものと推定される。 <p>なお、事業者のホームページでは、「エアコン内部の洗浄は、高い専門知識が必要で、正しい洗浄剤の選定と洗浄方法で行わないと発煙、発火する恐れがある」旨、注意喚起を行っている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。</p>	・使用期間:12年
116	A201600191 平成28年6月23日(静岡県) 平成28年7月14日	衣類(靴下)	(重傷1名) 当該製品を履いて階段を下降中、転落し、足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、家の中で使用する着圧ソックスであった。 ○当該製品を前日に購入し、2回目の使用の際に階段で滑って転倒し、足を負傷した。 ○当該製品に破損等の異常は認められなかった。 ○当該製品は、同等品や他の靴下と比較し、特段滑りやすい等の異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
117	A201600195 平成28年7月5日(静岡県) 平成28年7月15日	エアコン	(火災) 宿泊施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は前面パネルにススが付着しているが焼損はなく、内部から出火していた。 ○ファンモーターのコネクター部が著しく焼損しており、端子に溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の1か月前にエアコン洗浄業者が当該製品の洗浄を行っていた。 ○同時期に洗浄した別の客室に設置されたエアコンについてもファンモーターが焼損し端子に溶融痕が認められた。 ○同時期に洗浄した別の客室に設置されたエアコンのファンモーターのコネクター部から、エアコン洗浄液に含まれている成分が検出された。 ●当該製品は、エアコン洗浄業者による不適切な洗浄により洗浄液がファンモーターのコネクター部に付着し、端子間でトラッキング現象が生じたため出火に至ったものと推定される。 <p>なお、事業者のホームページでは、「エアコン内部の洗浄は、高い専門知識が必要で、正しい洗浄剤の選定と洗浄方法で行わないと発煙、発火する恐れがある」旨、注意喚起を行っている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。</p>	・使用期間:12年
118	A201600244 平成28年7月21日(三重県) 平成28年8月9日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が焼失していた。 ○当該製品の電源コード(全長約1.7m)は、電源プラグから約1mの通常の使用において応力が加わらない箇所断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグ、端子台、制御基板、ファンモーター等の電気部品に、溶融痕等の出火の痕跡は認められず、電流ヒューズも溶断していなかった。 ●詳細な施工状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードが断線、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p>なお、当該製品の電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合している。</p>	・使用期間:5か月

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
119	A201600252 平成28年6月8日(石川県) 平成28年8月10日	延長コード	(火災) 店舗で当該製品に他の延長コードを接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源プラグ栓刃と、当該栓刃が差し込まれていた1口延長コードの刃受金具が、著しく焼損しており、栓刃の一方は、根元部分を除いて焼失していた。</p> <p>○その他の部品に、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品には、同時使用された場合に定格を超える複数の電気製品が接続され、定格を超える使用時期があった。</p> <p>●当該製品は、接続可能な最大電力(1500W)を超えて多数の電気製品を接続(最大約2325W)し、使用していたため、過電流により電源プラグ栓刃が異常過熱して出火したものと推定される。</p> <p>なお、パッケージには、「合計1500Wまで使用可能」の旨、記載されている。</p>	